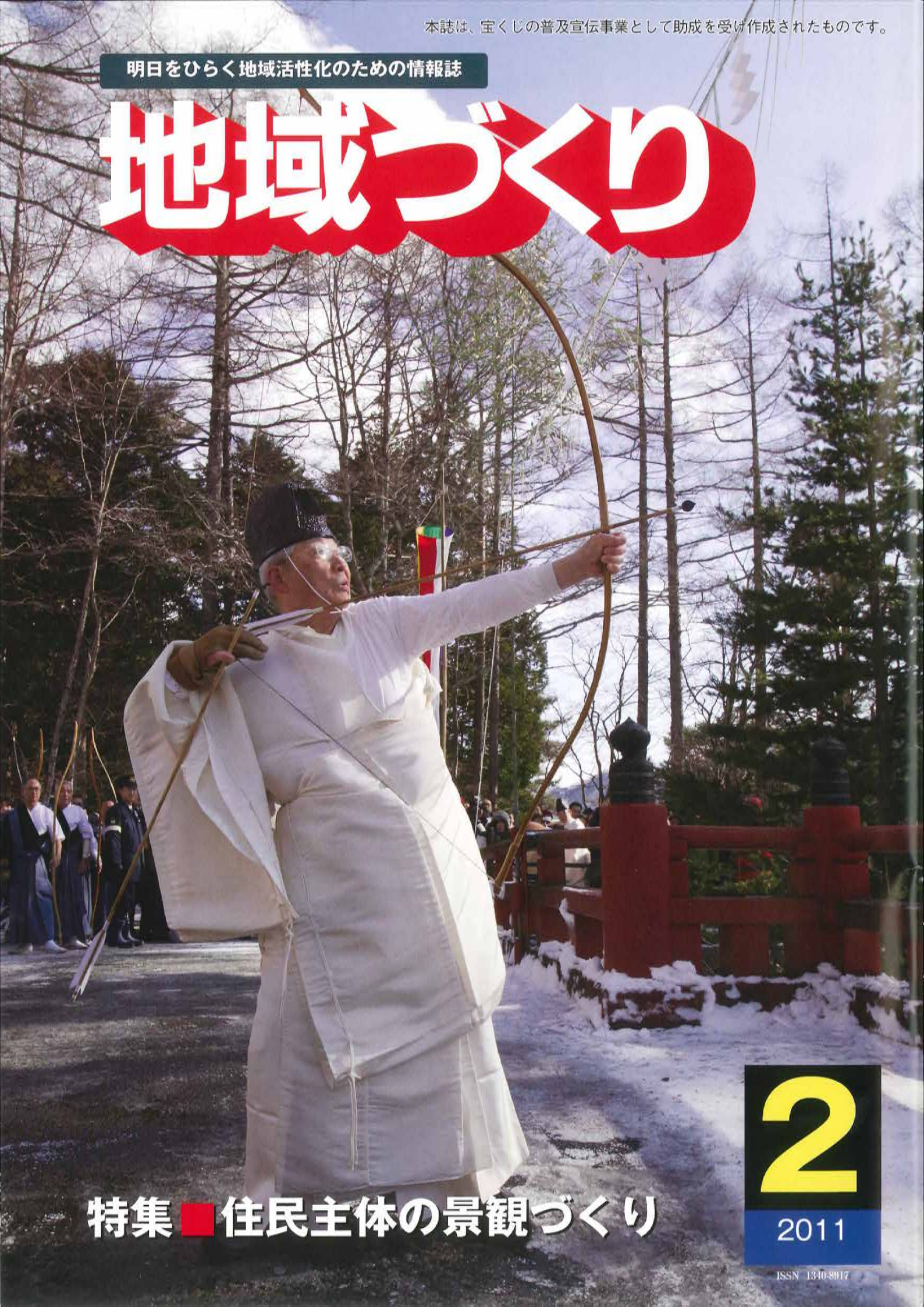


明日をひらく地域活性化のための情報誌

地域づくり



特集 ■ 住民主体の景観づくり

2

2011

ISSN 1340-8917



男体山と中禅寺湖



湯滝



戦場ヶ原



湯元温泉の源泉

1 巻頭エッセー ● 明るく活力ある「ふくしま」を目指して

佐藤雄平 (福島県知事)

特集 住民主体の景観づくり

- 4 住民主体の景観まちづくりの展望 秋田典子 (千葉大学大学院 園芸学研究科准教授)
- 10 山形県金山町 百年先も輝いて! 小さな町の大きな試み 須賀 稔
- 12 東京都葛飾区柴又 生活の営みが色濃くにじみ出た景観づくり 田邊寛子
- 14 横浜市 住民組織中心に「協定」運営、景観づくり 石川喜三郎
- 16 新潟県村上市 行政に頼らない景観づくり 吉川真嗣
- 18 京都市 地域まちづくりを進めることで景観づくりにつなげる 中島吾郎
- 20 兵庫県伊丹市 「伊丹酒蔵通り」等、住民の景観づくり推進 朴木丈能
- 22 岡山県倉敷市 「まちにあかりを灯す」 中村泰典
- 24 大分県由布市 「官民協働」による潤いのある町並みの再生 高尾忠志
- 27 地域の良好な景観づくり

国土交通省都市・地域整備局公園緑地・景観課景観・歴史文化環境整備室

レギュラーレポート 30 地域トピックス

- 31 お知らせ 財団法人地域活性化センター
- スポーツ拠点づくり推進事業 (埼玉県熊谷市)
- 32 「全国高等学校選抜ラグビーフットボール大会」と地域活性化 新島謙一
- 合併市町村住民組織活性化支援事業 (兵庫県淡路市)
- 34 国生み太鼓等の復活と国生み神楽の創生 柏木秀樹
- 団体探訪
- 城址 小丸山公園活かし隊
- 36 小丸山公園からまちを元気に 石川県七尾市
- 牛津赤れんが会
- 38 赤れんが館からはじまるアートなまちづくり 佐賀県小城市
- NPO 法人コザまちづくり NPO コザまち社中
- 40 チャンプルー文化でまちを元気に 沖縄県沖縄市
- 全国地域リーダー養成塾
- 42 地域の歴史や文化を自信と誇りに 茨城県桜川市・梅宮正樹
- 43 人と人がつながり、裾野の広い取り組みへ 岐阜県大垣市・山田芳弘
- 44 地域づくりとは、サービスを受ける人の幸福づくり 茨城県高萩市・渡邊悠一
- 45 首長の思い「選ばれて住み継がれる十日町市の実現」に向けて 関口芳史 (十日町市長)
- 48 センター通信

グラビア

- 2 住民主体の景観づくり
- 46 都道府県漫遊●香川県 47 手前みそですが…●三重県桑名市



矢を放つ前の御祓い

●文：古閑 ●カメラ：小形又男

表紙：武射祭

(栃木県日光市中禅寺湖・湯元地区)

日光二荒山神社中宮祠で新春恒例の「武射祭」が一月四日に開かれ、神職らが赤城山方面に向け矢を放ち、一年間の無事息災を祈った。

同神社中宮祠は、日光の中禅寺湖の北岸、男体山の裾野にある。

武射祭は、男体山と赤城山(群馬県)の双方の神が領地をめぐって争ったという伝説に因み、室町時代ごろから始まった神事。この戦で男体の神が弓の名手に加勢させて勝ったことから、男体山側が赤城山に向かって矢を射ることになったという。

今年も多くの特客らが会場に集まった。御祓いの後、宮司、神職、地元弓道家らが「ヤー」と開の声を発しながら、順番に矢を射った。

祭が終わると、参拝客らは、放たれた矢を拾い、「幸運の矢」として家へ持ち帰っていた。同中宮祠周辺の中禅寺湖地区、奥日光の湯元地区には、戦場ヶ原、立木観音、湯元温泉の源泉など観光名所(ページ左側に掲載の各写真)が数多い。

明るく活力ある 「ふくしま」を目指して

福島県知事

● 佐藤雄平



平成二十三年も早いもので、もう一カ月が過ぎました。新春恒例の箱根駅伝をご覧になられた方は、福島県勢の活躍を記憶しているのではないでしょうか。五区の山登りで東洋大学の柏原竜二選手（いわき総合高卒）と早稲田大学の猪俣英希選手（会津高卒）が、福島県人の真骨頂である粘り強さを発揮し、激しいデッドヒートを繰り広げてくれました。

私は知事に就任以来、営業本部長の名刺を携え、企業誘致や定住・二地域居住の推進、県産品の販路拡大等に取り組んでおりますが、今回は、若い彼らに営業本部長を代行して福島県をアピールしてもらったように感じております。今年はきっと良い年になる、新春早々そんな思いを抱きました。

昨年十月、再選を目指した選挙期間中、県内各地をくまなく歩き、経済・雇用環境の低迷や農業を取り巻く厳しい現状を目の当たりにし、県政への期待の大きさと責任の重さを痛切に感じました。

県内の製造品出荷額はリーマンショック以降、大幅に減少し、人口も年間一万二千人のペースで減り続けており、私は、こうした状況に、なんとしても歯止めをかけなければならぬとの思いを強くしております。

今、福島県に最も必要なものは「活力」であり、これを県づくりの第一の柱に掲げて県政を進めております。

「恒産なくして恒心なし」との孟子の教えのとおり、経済・雇用対策を最優先に、地域産業の振興、さらには、産学官が一体となり、景気変動の影響を受けにくい医療・福祉機器関連産業や環境・新エネルギー関連産業等の集積・育成に取り組んでいるところです。

また、地域産業の六次化による農林水産業の振興、平成二十四年度の大規模観光キャンペーンに向けた着地型観光の推進等により交流人口の拡大を目指します。さらに

は、「合唱王国ふくしま」ならではの声楽アンサンブルコンテスト全国大会や、今年、本県で開催される全国高等学校総合文化祭「ふくしま総文」「陸上王国ふくしま」の取り組みなどを通し、文化・スポーツの振興に積極的に取り組む、福島県の活力創出につなげてまいりたいと考えております。

県づくりの第二の柱は「安全と安心」です。

医師不足の解消に向け、県立医科大学医学部の入学定員の増員や、地域の基幹的病院に対する医科大学からの医師派遣の充実に努めているほか、学校や公共施設の耐震化、交通事故防止に向けた取り組みを推進しております。また、本県は電源立地県であり、昨年九月に全国で三番目となるプルサーマル発電が開始された原子力発電については、県民の安全と安心の確保を最優先に対応しているところです。

県づくりの第三の柱は「思いやり」です。

「人にも自然にも思いやりにあふれたふくしま」を目指し、本県に息づく温かな地域社会の強みを生かして、地域コミュニティの再生を目指す県民運動を推進しているほか、地域全体での子育て支援などを通して、思いやりに満ち、安心して暮らせる地域社会の形成に努めてまいります。

また、猪苗代湖や尾瀬をはじめとする、本県が誇る豊かな自然環境の継承については、学校や事業者など県民総ぐるみでCO2排出削減に取り組む「福島県定書事業」や、木質バイオマスの利活用等による環境と経済が好循環する仕組みづくりを進めているところです。

これら三本柱の下、一人一人が生きがいと幸せを実感し、生まれ育ってよかったと思える、明るく活力ある福島県づくりに全力で取り組んでまいりたいと考えています。

住民主体の 景観づくり



百年先も輝いて！ 小さな町の大きな試み
● 山形県金山町 (p10-11)



生活の営みが色濃くにじみ出た景観づくり
● 東京都葛飾区柴又 (p12-13)



住民中心に「協定」運営、景観づくり
● 横浜市中区 (p14-15)



行政に頼らない景観づくり
(写真は黒塀プロジェクト)
● 新潟県村上市 (p16-17)





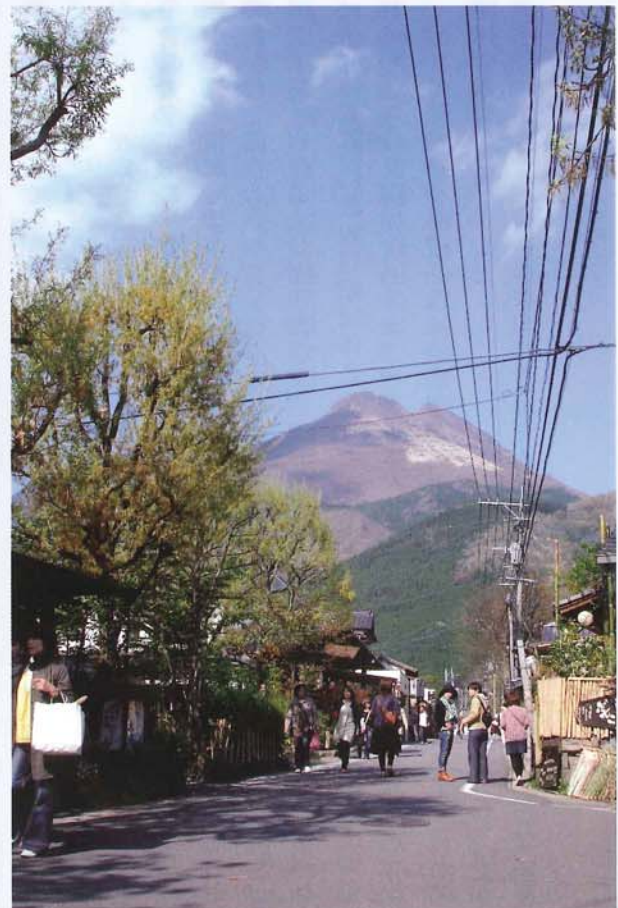
地域まちづくりを進めることで景観づくりに
つなげる（写真は膏葉辻子での手作り室外機
カバー設置）● 京都市（p18-19）



「伊丹酒蔵通り」等、住民の景観づくり推進
● 兵庫県伊丹市（p20-21）



「まちにあかりを灯す」（写真は町家調査）● 岡山県倉敷市（p22-23）



「官民協働」による潤いのある町並みの再生
● 大分県由布市（p24-26）



住民主体の景観まちづくりの展望

全国の景観づくりの動向

国土交通省が、景観まちづくりの支援制度や自治体の景観まちづくりの取り組み状況等について、総合的な情報発信している「景観まちづくり」のホームページがある^①。これによると、平成二十二年十二月一日時点で、全国の景観行政団体は四百七十二団体、景観計画策定済み団体は二百五十七団体にのぼることが示されている。昨今の市町村合併で、平成二十二年三月時点の自治体数が、千七百程度に減少したことを踏まえると、全国で約三分の二の自治体が景観行政団体であり、約一・五割の自治体が景観計画を策定済みという状況にある。

景観法が全面施行された平成十七年から約五年間でこれだけ多くの自治体が景観づくりに取り組んでおり、現在も、景観法に基づく景観まちづく

りを検討している自治体が多数あることを踏まえると、わが国では自治体における景観まちづくりのニーズが、潜在的にかなり高かったと考えられる。

ただし、景観行政団体の数は地域による偏りも見られる。景観法の制定以前から、自主条例として景観条例を運用している自治体の多かった神奈川県では、県内の三十三自治体中、およそ七割にあたる二十四自治体が景観行政団体であるのに対し、筆者の大学がある千葉県では、県内の五十四自治体中、景観行政団体が約二・五割の十三自治体に留まる。

また、青森県・宮城県・秋田県では、景観法の施行により自動的に景観行政団体となった政令市・中核市以外の景観行政団体は二、三団体、富山県・和歌山県では、中核市以外の景観行政団体は一団体のみである。



千葉大学大学院 園芸学研究科准教授 ● 秋田典子

行政主体の景観づくりの限界

前述のとおり、わが国では既に三分の二の自治体が景観行政団体であり、その半数が景観計画を策定している。しかし、策定された景観計画の内容を見てみると、自治体による違いがあまりなく、地域らしさが景観計画を通じて十分に実現できるとは考えにくいものとなっている。

景観法は、建築物等の形態意匠に関する具体的な規制内容を、ほとんどすべて自治体の条例に委任しており、地域の個性が十分に発揮できる制度として設計されている。それにも関わらず、このように景観計画に地域性があまり反映されない状況がなぜ生まれるのだろうか。

その背景として、わが国の自治体が内包する以下のような景観まちづくり上の課題が指摘できる。



第一は、わが国の大部分の「普通のまち」では、そもそも地域らしさが不明瞭なことである。

京都や金沢のように、歴史的な町並みが保全されている地域や、伝統的建造物・風光明媚な自然景観などの景観まちづくりの手掛かりとなる明確な地域資源を有する地域は、全国レベルで見るとごく一部に限られている。

したがって、普通のまちで景観まちづくりを始めようとする、まず最初に地域らしさをどう表現するかに苦慮することになる。もちろん、どのような自治体でも、じっくり丁寧に時間をかけて地域を観察すれば、多くの地域資源が発見され、地域らしさや保全すべき景観等が自ずと浮かび上がってくる。

しかし、大部分の面積が一般的な住宅地である自治体が、特定の地域資源のみに焦点を当てた景観計画を策定することや、そのような計画に対する合意形成は困難である。また、景観計画の策定に「じっくり丁寧に時間をかける」余裕のある自治体は、現実的にはほとんど存在しない。

第二は、多くの自治体にとって景観法の施行が、自治体独自の景観まちづくりに初めて取り組む契機になっており、地域性を発揮した計画や条例づくりに慣れていないことである。

特に景観法のように、外枠だけが法律で決められており、具体的な内容が、すべて自治体条例に委任されているような仕組みは、従来の都市計画制度には見られない。

このため、景観法の制定以前から景観条例を運用していた少数の先進的な自治体以外は、他の自治体が作成した汎用性のありそうな景観計画や景

観条例を手本にして、自らの地域の景観計画や景観条例を検討することになる。

第三は、景観法の要とも言える自治体独自の形態規制の仕組みが、現状では十分に機能していないことである。

景観法では、自治体が景観計画に建築物の形態意匠等について独自の基準を定めることが可能であるが、ここに詳細な形態規制を位置付けるには住民や事業者の合意が必要であり、曖昧な基準を位置付けると運用段階で行政の裁量的判断が必要になる。

このため多くの自治体は、住民や事業者から大きな反対が出にくく、裁量的判断の必要がないマシセル値による外壁色等の規制を強制力のある規制として位置付け、それ以外の形態規制に関わる内容は、方針やガイドラインとして位置付ける方法を選択している。

これらの課題は、「行政主体」の景観づくりの限界を明確に示している。

住民主体の景観まちづくりの制度的サポートの必然性

景観法の制定以前に自主条例として運用されていた景観条例には、住民主体の景観まちづくりという観点は、ほとんど見られない。行政が定めた基準に基づき行政と事業者が協議を行う行政指導がベースであるため、地区レベルで詳細な景観形成基準を定める場合のみ、住民に対する支援が想定されている。

一方、景観法には、住民主体の景観づくりに関する記述が全くないにも関わらず、景観法に基づ

き新しく作成された景観計画や景観条例には、住民主体の景観まちづくりに関する仕組みが数多く採用されている。

これは、行政主体の景観づくりの限界を反映していると考えられる。現在のわが国の行政の枠組みの中では、良好な景観の形成において極めて重要な裁量的判断ができず、詳細な基準を定めたり、合意を形成するために必要なコストも十分にかけられない。

こうした状況の中で、自治体が独自の景観づくりを推進するためには、住民主体の景観まちづくりに重点を置かざるを得ない。住民主体の景観まちづくりは、わが国の現時点の景観行政において、必然的に生じる要請なのである。

住民主体の景観まちづくりの現場

では、住民主体の景観まちづくりは、具体的にどのような形で実践されているのだろうか。

以下、タイプの異なる三つの住民主体の景観まちづくりについて取り上げる。いずれも、筆者自身が景観計画の策定および景観条例の制定に関わった自治体の事例である。

一つめは、景観法の制定以前から景観まちづくりに熱心に取り組んでいる市民団体がおり、その活動を景観計画および景観条例を通じて、積極的に支援しようとする事例である。

二つめは、景観法に基づく景観計画および景観条例に位置付けられた住民主体の景観づくりの仕組みを通じて、新たな景観まちづくりが始まった事例である。

最後は、景観法の制定以前から、行政が自主条例に基づき積極的に景観づくりに取り組んでいたが、景観法に基づく景観計画の策定を契機として、住民主体の景観まちづくりの取り組みが始まった事例である。

【事例1】

市民の景観づくりの取り組みを制度で支援

伊豆半島に位置する静岡県の下田市は、入り組んだ湾と山に囲まれた人口約二・五万人の自治体である。豊かな自然景観や幕末の歴史的景観、海



下田市における市民の手による景観まちづくり活動

風から建物を守る「なまこ壁」の建造物等、多様で固有性の高い景観資源を数多く有する。しかし、景観法の施行以前は、景観づくりに関する行政施策がほとんど存在せず、恵まれた地域資源に対して、十分な保全・活用施策が取れていない状況であった。下田市を象徴するなまこ壁を有する小学校が取り壊された際も、市にはそれを引き留める手立てがなく、これに対して胸を痛める市民も少なくなかった。こうした背景もあり、下田市の景観計画の策定は、現在は国の文化財に登録されている、「旧南豆製氷所」の保存運動が契機となっ



下田市では生活景も「まち遺産」に

ている。

旧南豆製氷所は、地場産の伊豆石を使用した最大規模の建築物であるにも関わらず、なまこ壁の建築物と同様に、社会状況の変化により取り壊しの危機にさらされる。これに対し、地元住民や東京の建築家を中心として保存運動が始まる。当初、保存運動側は建築物単体の保存を目指し、運動の成果として文化財への登録も実現されたが、次第に市全体における旧南豆製氷所の景観的・歴史的価値を明確にしたうえで、保存・活用を検討してゆくことも重要であるとの認識が広がり、景観法

が制定されたことから、下田市は初めての本格的な景観施策として、景観計画および景観条例を検討することになる。

下田市の景観計画の中では、建築物、自然、文化だけでなくイベント等も含めた地域資源を、「まち遺産」と名付け、これらを維持・保全・創出することを景観まちづくりの目標としている。ただし、建築物の維持保全には予算的な裏付けが必要であり、厳しい財政状況の中でこれを確保するのは限界がある。

そこで、下田市まち遺産の維持・保全・創出の手段として、専門的な能力を有する人材や下田らしい素材を活用する仕組みと、市民活動を支援する仕組み



新興住宅地における庭先協定事例―揃いのプランターによる寄せ植え



秦野市まちづくり市民会議により彩られた河川敷の花壇

を景観条例に独自に位置付けた。このうち前者はなまこ壁や伊豆石のような地域性を強く反映する建築物に対する支援策であり、後者は景観計画の策定時に既に景観まちづくりに取り組んでいる市民の活動を、制度面で支援することをねらいとしたものであった。具体的には中心市街地における寄せ植えハンギングバスケットの設置・管理活動であり、下田市はこの活動に対する支援担保するために「身近な景観まちづくり協定要領」を、景観条例と同時に策定した。

下田市では、平成二十二年七月に景観条例が施

行されたばかりなので、その成果については、今後の動向を見守ってゆく必要がある。ただし、建築物の助成には予算の限界があるため、当面は、市民活動の支援を通じた景観まちづくりが中心になると考えられている。

【事例2】

景観条例を通じた新たな住民主体の景観まちづくり

丹沢山脈を背後に抱える盆地に市街地が広がる神奈川県秦野市は首都圏の郊外に位置する人口約

十七万人のベッドタウンである。比較的多くの地域資源が存在するが、特定の景観が地域性を明確に特色づけるという状況ではない。そこで景観計画の策定過程において、市民委員が提案した「生活美観」という造語を、景観まちづくりの中心的なテーマとして位置づけた。生活美観は、「市民一人ひとりが身近なところから生活の仕方を改善し、または景観に配慮することにより、より美しい生活環境または景観を実現しようとする考え方に基づき創出される生活環境および景観」と定義され、身近な景観まちづくりに重点を置いた景観計画として、「ふるさと秦野生活美観計画」が策定された。

生活美観は、普段の生活を通じて景観まちづくりに重点を置いており、景観条例には生活美観を積極的に創造するための秦野市独自の仕組みとして、「庭先協定」という新しい制度が採用された。これは、隣接あるいは向かい合う三軒以上の土地の所有者等が緑化等に関する協定を締結し、緑化活動を行った場合に、必要となる経費の半額が助成される制度である。

条例の運用が開始されてから、現在までに二十件程度の適用があり、新しい住民主体の景観まちづくりが生まれつつある。筆者が調査した条例運用初期の事例では、新興住宅地の子

育て仲間による協定、商店街レベルの協定、幹線道路沿いに立地する事業者同士の協定、集落地区における農地も含めた協定等、多様な事例が生まれている。

しかし、その大部分はプランターへの植栽であり、水やりや植え替えなど比較的丁寧な維持管理が必要であることから、管理が行われなくなると、協定の効果が一気に消滅することが課題として指摘できる。プランターの花が枯れたままの状態が続くと、それが庭先協定であるという目的が分からなくなるため、長期的に景観づくりの効果を発

揮できない。庭先協定は、現時点では景観形成効果というよりも、住民や事業者が景観について考える契機となることが、制度の主な効果であろう。

【事例3】

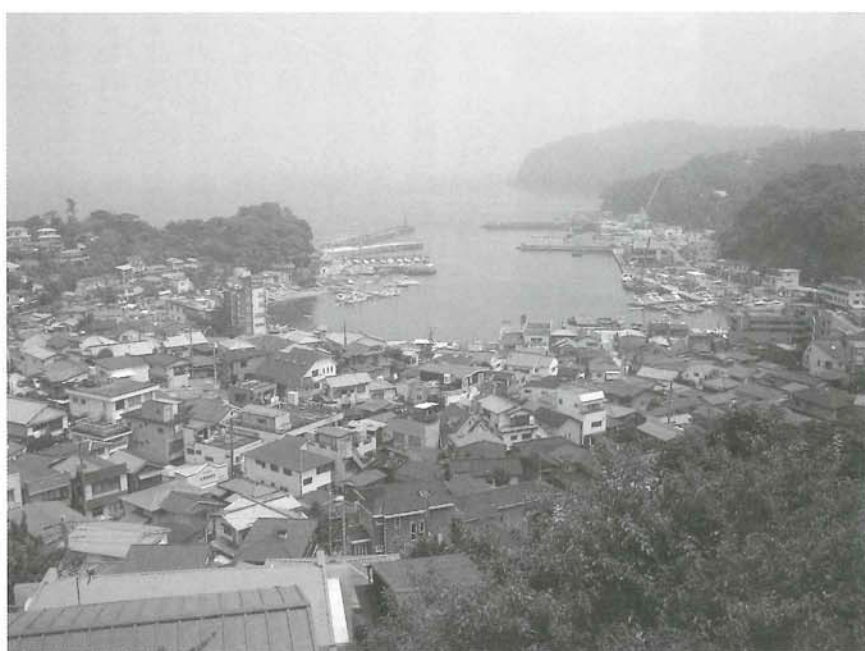
行政主体の景観づくりから住民主体の景観まちづくりへ

神奈川県西端に位置する真鶴町は、人口約八千人、面積七平方キロメートルの小さな自治体である。町のほとんどが斜面地に位置し、かつては相模湾を望む静かな漁村であった。しかし、熱海や湯河原といった首都圏のリゾート地に隣接しているため、一九八〇年代後半のバブル期に大規模な開発が大量に申請された。これを受け、真鶴町は無秩序な開発を抑制する手段として、平成五年（一九九三年）に「美の条例」と呼ばれるま

ちづくり条例を制定した。

真鶴町のまちづくり条例は、立地規制の根拠となる「土地利用規制規準」と、形態規制の根拠となる「美の基準」の、二種類の基準を有し、行政指導を通じて開発コントロールを実現するものである。「美の基準」には、景観的な要素が多く含まれており、真鶴町は景観法の制定以前から景観形成に取り組んできた自治体に該当する。

まちづくり条例は、平成六年の条例施行開始からしばらくは順調に運用され、町内の開発も次第に美の基準に沿って行われるようになる。しかし、条例の運用開始から十一年が経過した平成十七年に、真鶴町独自の基準を大幅に超える開発が初めて申請される事件が起きた。その後、様々な経緯を経て、最終的には開発に反対する住民がまちづくり条例に基づく公聴会の開催請求を行い、まちづくり条例や独自の基準と整合性のとれた開発を行うべきであるとの主張をしている。



真鶴町の漁港を中心とするまちなみ



真鶴町の景観の特徴の1つである背戸道（せとみち）」

しかし、公聴会は住民側と事業者側が、それぞれの主張を一方的に述べることでしかできないため、事業者の開発計画を変更する強制力を持たない。一連の出来事を通じて、真鶴町では行政と住民の双方が、まちづくり条例による形態規制の限界を痛感する。



景観法は、真鶴町がこのような経緯をたどっている過程で制定された。町は、「土地利用規制規準」および「美の基準」に法的な位置付けを与えるためには、景観法に基づく条例の制定が喫緊の課題であると考え、全国で一番目の景観行政団体になっている。また、町は景観計画の策定を機に、住民との協働による景観づくりのきっかけとして位置づけて、景観計画の策定過程で町民に対する情報発信として、「美の町通信」という広報を行うと同時に、町民に呼び掛けて連続ワークショップを開催する。この結果、ワークショップに参加していた景観に関心のある住民が主体となり、「海緑鳥（うみどり）」という景観まちづくりを目的とした任意団体が設立された。これは、町が策定中の景観計画に対し、個人としてではなく組織として提出された意見を積極的に反映したいという意向を住民側に提示したからである。

うみどりの活動のコアメンバーは五人程度であり、まちづくり審議委員等を務めた経験のある住民などで構成されている。うみどりは、住民同士で景観について考える場として「美の語らい」の実施、情報発信のための「うみどり通信」の発行、景観のデータベースを蓄積する「定点観測」を柱に、活動を開始した。

また、平成二十一年には真鶴町が景観まちづくりに関する国の助成金を得たことをきっかけとして、美の基準に沿って建設された集会所の修繕作業を行った。障子の張り替えや生け垣の補修、外構の花植えなど、個人でもできる範囲の活動であるが、夏の貴船祭の際にはお化粧直した集会所を、町外在住のふるさと町民にお休み処として開

放し、そこで美の基準の展示等を行っている。

住民主体の景観まちづくりの今後の方向性

住民主体の景観まちづくりは、景観法に基づく景観計画・景観条例において、中心的な仕組みとして位置付けられているケースも少なくない。住民活動の空間への影響は、自治体全域レベルから見ると限定的であるが、小さな活動が次の活動へと波及し、連鎖効果を生むことが重要である。ただし、住民主体の景観まちづくりは、現状では花植え等の緑化活動や公園の清掃活動が中心となることが多く、景観に最も影響のある建築物の形態コントロールには踏み込めていない。

ハード面での住民主体の景観づくりは、かつては周辺の町並みに合わせるということで、あるいは建築行為を地域の協働作業として実施することで、自然に実現できていた。しかし、現代社会では、町並みに統一性がないことや、多様な建材や商品の開発等により、地域らしさを住民が読みとることは困難になっている。したがって、それ以前の景観の読みとりや景観に対する認識の共有から始めなくてはならない。

こうした意味で、真鶴町でうみどりが取り組んでいるような、住民自身による自治体内外の住民に対する啓発活動、景観情報の収集と蓄積、景観情報の発信活動は、住民主体の景観まちづくりの重要な側面になってゆくと考えられる。また、景観まちづくりの中心となるような建築物のメンテナンス活動は、住民主体の景観まちづくりの可能性を示している。

住民主体の景観まちづくりは住民自身による創造性の上に広がりを持つものである。狭い制度の中に押し込めず、うみどりのような多様な活動を醸成してゆくことが、今後はより重要になってゆくだろう。

(注)

国土交通省「景観まちづくり」<http://www.mlit.go.jp/crd/townscape/index.html>を参照。なお、本稿では、「景観づくり」を行政のみによるものやハード中心の取り組み。「景観まちづくり」を行政と住民との協働・住民主体によるものやソフト面も含めた取り組みとしている。





百年先も輝いて！ 小さな町の大きな試み

―「全町美化運動」から「街並み景観づくり」へ―



金山町産業課担当 ● 須賀 稔

水清き杉のふるさと

金山町は、山形県北東部の秋田県境に位置し、その名は銀が産出されていたことに由来するといわれる。面積の約八割を占める山林に囲まれた静かな山里におよそ六千五百人が暮らし、樹齢二百年を超す特産の「金山杉」が今もなお数多く点在する自然豊かな「水清き杉のふるさと」である。

また、かつて羽州街道沿いの宿場町として栄えたが、明治十一年に訪れた英国の女性旅行家イザベラ・バードが「ロマンチックな町」と記したこともあり、当時の街並みを大切にしつつ、暮らし者はもちろん、訪れる者にとっても心地良い「癒しの里」として今も静かに時を刻んでいる。

現在の行政区域となつてから百二十年余り。町民が家族のような小さな町が、景観分野で注目を集めるようになったのは、金山町の持つ魅力に気づき、磨き、積み上げてきた行政と町民とのパートナーシップによるところが大きい。

運動の礎は約半世紀前

昭和三十三年、林業を営みながら町長を務めていた岸英一氏は、自費で北米欧州に三カ月にも及ぶ社会情勢視察に出掛けている。このことが、美しい町づくりへの強い思いとなり、昭和三十八年に「全町美化運動」を提唱し、美しい町づくりがスタートした。この運動は、時を合わせたように始まっていた公民館活動と重なり合いながら、町民の暮らしに根付いていったのである。

昭和四十六年、後に「街並み景観づくり百年運動」を提唱し、景観施策を具体化しながら、二十七年間にわたり町政をリードした岸宏一氏（現参議院議員）が町長に就任している。昭和五十七年には、全国の自治体に先駆けて「公文書公開条例」を制定するなど、次代を見据えた先見性の高い施策は、「小さな町の大きな取り組み」として注目を集めた。

住民が主役の町づくり

高度成長期に入り、美しい街並みが次第に様変わりすることへの危機感から生まれた施策がある。昭和五十三年に始まった「住宅建築コンクール」である。金山杉をふんだんに使い、金山の職人たちが腕を振る「切妻屋根」「白壁」「板張り」に特徴がある「金山住宅」と呼ばれる地産地消の金山らしい住まいが、時の住宅建築ブームに乗りながら次々と建てられていった。

こうして、町民は住宅建築という一大事業を通して、昭和五十八年に提唱された「街並み景観づくり百年運動」という壮大なプロジェクトの一端を担い、「自分たちの町」への自信と誇りを感じていったのではないだろうか。

まさに住民が主役の町づくりでなければできない施策だが、町の歴史と風土、町民性をも取り込んだ、金山ならではの施策だったと、今なお感心している。

その後、昭和五十九年の地域住宅計画（HOP E計画）で金山住宅のガイドラインができ、昭和六十一年には「街並み景観条例」による助成支援制度が整った。こうしたことが、百年運動を大きく後押ししたことは言うまでもないが、条例には強制力や罰則がないにも関わらず、安易にメーカー住宅に流されることのない町民の景観に対する意識の高さには、本当に驚かされる。

こうして、美しい風景を背景に落ち着いた佇まいを見せる「金山住宅」が、線となって家並みを形成していく。今では、全戸建て住宅の三五%を超えるまでになり、水音が心地よい割石の水路や



34年目を迎えた住宅建築コンクールで金山らしい住宅にお邪魔し、内観・外観を審査する町民代表他



各地区や団体がリードする「花いっぱい運動」は、各家庭の意識を格段に高めた



通学路にもなっている60mもの屋根付歩道橋「きごころ橋」の掃除に熱心に取り組む中学生

きれいな小路、緑豊かな公園や重厚な土蔵などと一体となって金山らしい独特な魅力を醸し出している。

この間、色彩変更などの小さな支援も含めて、約千四百件、二億二千万円ほどの助成金を交付している。結果、その対象事業費は九十億円に迫り、金山方式の住宅版地産地消運動として経済還流を促しながら、町民による町民のための「公共的事業」として、今も地域経済を支えている。

支える地道な地域活動

これらは、全町美化運動を礎に世代を超えて繋がるのだが、いつも地域住民の側で運動をリードしてこられた各地区や婦人会などの組織・団体、特にリーダーの存在を忘れてはならない。日頃からの意識喚起はもちろん、各種計画の策定、「花

いっぱい運動」や「フラワーコンクール」「全町一斉クリーン作戦」の実施など、長年にわたる地道な活動の数々に支えられているのである。

平成二十二年六月一日、「都市景観大賞・美しいまちなみ大賞」の受賞者に名を連ねたのは、町と金山地域区長サミットであった。同サミットの代表幹事を務める伊東作次郎氏は、「金山の町づくりは人に見せるためでなく、そこに暮らす住民が快適で住みよい町に、そして誇りの持てる町にしようと、地域の方々が惜しまず取り組んできたもの」と強調する。この度の受賞は町民が地域をしっかり見つめ、町づくりに世代を超えて取り組んできた証となった。

次代につなぐ町づくり

町内の学校では「地域学」に積極的に取り組み、

自分たちの地域の良さに直に触れながら学び、時には汗もかいている。また、高校三年生を対象とした定住意識調査では、町内の七割の生徒が将来も金山町に「住みたい」と答え、周辺自治体の中では特に高い定住志向を示した。このことは、景観大賞の講評でも、「景観形成の効果が新たな段階に至ってきた」と高く評価された。

一方、国の景観法に先んじた町の条例は、「誘導・支援」がその中心であり、町民の「理解と共感」協力なくして進めない。世代交代や社会情勢が変化する中、この条例に込められた「金山住宅」をキーワードとした百年の町づくりへの熱い思いや意識が、少し揺らいできているのも事実である。

しかし、運動は始まったばかり。金山町は金山町民が暮らす「家」であり、今後ともその家族とともに、愛着を持って住み続ける「家」づくりに取

り組み、次代に繋げていきたいと思う。「百年先も輝いて！」と願いながら。

生活の営みが色濃くにじみ出た景観づくり

―地域のコミュニティの再構築を目指す―



特定非営利活動法人柴又まちなみ協議会
景観アドバイザー（まちひとこと総合計画室）

● 田邊寛子

寅さんの街。いつも誰かが声をかけ、待っていてくれる。そんな雰囲気が多くの人を虜にする。

葛飾柴又帝釈天参道の魅力は街の人との距離が近く、「人情」が感じられる空間であり、私は「生活の営みが色濃くにじみ出た風景」をつくることに留意し景観まちづくりを支援している。

1. 葛飾柴又帝釈天参道周辺地区の概要とまちづくり・景観づくりの経緯

（1）柴又の位置

当地区は、都心から電車で一時間余りの葛飾区に位置し、江戸時代からの農村の風情を残した住宅地である。北東に金町浄水場、江戸川の西岸対岸は千葉県松戸があり「東京の田舎の下町」の情緒あふれる地区である。

（2）信仰の街から観光の街へ

地区の中心には帝釈天（経栄山題経寺）がありその参道には、お米を原料とした手作り自家製の商品を売る店が多く、かつて葛西米をつくっていた農家がせんべい・団子などを売り始めたのが始まりといわれている。

帝釈天は寛永六年（一六二九年）に開創。その後、安永八年（一七七九年）の本堂修理の際、庚申の日に板本尊が出現したため「庚申」の日を縁日と定めた。また、「庚申待」の民間信仰とも相まって宵庚申の参詣が盛んとなり、現在のまちなみが出来たのは、江戸（大正期）と言われている。五十年ほど前までは宵庚申で夜中まで店が営業し、川魚料理の料亭ではお風呂に入って汗を流せるなど信仰を中心に一日滞在できる街であった。

（3）まちづくり・景観づくりの経緯

寅さん映画や歌謡曲ブームにより、にぎわいにあふれていた時代が長くつづいたため、住民の中で緩やかに「地域の像」が共有されていた。昭和六十三年に参道に面する建物の建て替えを期に、参道の街並み景観の保全を目的として参道の商店会である「柴又神明会」が主体となった「門前街並み委員会」を発足させ、紳士協定にて街並み保全活動を行い、約十軒が基準にのっとり街並みを維持していた。

しかし、平成八年の渥美清さんの死去後、少し

ずつにぎわいにかげりが見えると、地域の目標像を失うこととなった。何もしくなくてもお客さまが来ていた「柴又」が、お客さまに「柴又」に来て頂くための努力をしなければならぬ初めての危機となった。

この状況では、街並み保全を行うことが困難であるため平成十六年に「東京都しゃれた街並みづくり推進条例」重点地区の指定を受け、柴又神明会・地域関係団体が母体となり柴又まちなみ準備協議会を発足。歴史的建造物が多数点在する柴又帝釈天周辺地区の景観を守る地域ルールである「柴又まちなみ景観ガイドライン」を作成するため、私を含めた専門家と共に勉強会を2年間かけて開催した。

2. 特定非営利活動法人柴又まちなみ協議会の概要

組織の構成メンバーは帝釈天題経寺をはじめ柴又の三つの商店会（神明会、親商会、中央会）、葛飾区観光協会、柴又自治会、地元有識者などで、一般地域住民とともに「柴又まちなみ景観ガイドライン」を運営。より良い住環境を保全する活動、下町情緒豊かな門前町である柴又の「まちづくり」の推進、「地域社会の発展」に寄与する活動とともに、イベントの実施を通じて柴又の魅力を全国に発信する活動等を行っている。

3. 具体的な活動や実績（柴又神明会含む）

- ・平成十七年度 柴又参道アーチ建替え事業。
- ・十八年度 柴又レトロ 宵灯り計画パート1・ガイドライン作成記念および宵庚申の復活を目指した街並みのライトアップと大正時代をコン



地元商店の人々



帝釈天参道



上空から見た柴又帝釈天周辺地区

セプトにしたイベントを実施（ライトアップは通年、宵灯りイベント毎年開催）。

- 十九年度 柴又レトロ 宵灯り計画パート2…観光案内所設置、柴又ご自慢お土産、グルメ集作成、音声案内導入、来街者用トイレ設置などの事業実施、特定非営利活動法人柴又まちなみ協議会設立、柴又まちなみ景観ガイドラインの東京都知事承認。
- 平成二十年度 江戸東京・まちなみ情緒の回生事業…景観ガイドラインにのっとり参道店舗約十三店舗の改修や回遊路の修景、回遊路に休憩スペースなどの設置。
- 平成二十一年度 歴史的建物基礎的調査および所有者の意向調査事業…柴又帝釈天周辺の伝統的・歴史的な建物に対する基礎的な調査と参道沿道の木造建築物の所有の意向や建物の歴史などのヒヤリング調査。

以上の住民主体の事業活動プロセスが評価さ

れ、「柴又のまちなみ」はグッドデザイン賞2009と都市景観大賞「美しいまちなみ賞特別賞」を受賞した。

また、平成二十二年度は東京都歴史的建造物等を活かした観光まちづくり事業として、参道沿道の九店舗と空き店舗の外観改修や参道にとつて歴史的な価値の高い石碑などの補修を行った。

（1）課題

4. 今後の課題や方針

街並み景観づくりの核である帝釈天は区や都において建物等に対する具体的な調査がなく、その価値の評価もなく、地域全体としての景観まちづくりの中長期的な方向性が定まっていなかった。また三百五十程度の檀家のお布施だけでは今後の維持が難しい状況である。

現在、住民からの声や活動も後押しし、区において帝釈天などの歴史的評価がされつつある。ま

た、住民からも二〇二九年の開山四百年を記念し帝釈天を「重要文化財」にすることを地域の目標に掲げようとの動きがあるなど、今後、景観まちづくりの「目標の共有」と「実行」が課題である。

（2）今後の方針

参道沿道の街並み保全や帝釈天の重要文化財などの啓発活動等、柴又まちなみ協議会が率先継続して具体的な景観向上維持活動を企画運営していくことや、近隣の山本亭（東京都選定歴史的建造物）、江戸川堤、都内唯一となった「矢切の渡し」など魅力資源の回遊性の向上を推進することを目指している。

5. 住民主体の景観まちづくりに大切なこと

ハード整備を行うことで街が元気になる訳ではない。ハード整備を実行するプロセスにより、人材の育成、価値観の共有、コミュニティの再構築、そして、将来に向けた投資と負の共有ができた街が自ずと元気になる。

景観は、「生活者、職人や工匠たちの社会的な営為によって醸成された自主的な生活環境のなごみ」である。

住民主体の景観まちづくりに大切なのは、「はりばて」でつくることではなく、コミュニティの再構築を目指すことである。柴又における住民主体の景観づくりがその実践事例になると信じている。



住民組織中心に

「協定」運営、景観づくり



山手まちづくり推進会議 代表幹事 ● 石川喜三郎

1. 中区山手町地区の概要説明

横浜市中区山手町は、丘陵地帯にあり、横浜港を臨む「港の見える丘公園」から、南西に広がる扇型の八十四ヘクタールの地域で、人口約五千人、世帯数は二千余り、そのうち約九百世帯をマンション居住者が占めている。開港時の外国人居留地の面影を残す、緑豊かで閑静な住宅、文教地区として発展してきた。

現在のまちづくりの本格的な始まりは、米軍の接収解除後の山手に、高層の住居が次々に建てられた昭和四十年代後半のことである。横浜市が、異国情緒あふれる景観の保全や、眺望の確保を図るために、「山手地区景観風致保全要綱」を制定したことがきっかけである。平成十年には、地域住民や学校等の法人も協力して、自発的な「山手まちづくり憲章」を定め、山手の魅力あるまちづくりに努めてきた。

2. 推進会議の設立の経緯

平成十三年、学校跡地にマンション建設の問題が発生した。地域住民にとって、山手地区は、低層の住宅地との認識があり、跡地の「土地利用の転換」について、現行の都市計画の仕組みと住民の意識との間にずれがあることが明らかになった。この地区に二度と同様なことが起こらないように、翌十四年に東西の町内会自治会、学校、文化施設、まちづくりの専門家などで「山手まちづくり推進会議」を立ち上げ、「良好な住環境の保全・継承」「歴史的環境の保全と山手に関わる人々との交流の場の形成」を目標に、まちづくりルールの検討などの課題に取り組むことになった。

「山手の魅力と課題」などゼロからの議論を始め、平成十六年に、学校跡地を含む十六ヘクタールの地区の「地区計画」の条例化に協力し、翌十七年には、「山手まちづくり協定」を定め、行政と一緒にまちづくりを進めることになった。

3. 具体的な審議、活動状況

(1) 協定運営委員会の設置と運営

土地利用や建築行為など「協定」を円滑に運営するために「委員会」を設置し、毎月一回、定例会を開催している。地元・学校・教会関係者など十九人のメンバーに加え、助言者として、行政担当者、まちづくりの専門家出席を依頼している。行政への申請状況などの情報交換、専門的な知識、事業者への対応についての助言など、委員会活動に助言者は欠かせない存在である。

委員会は、事業者から提出された計画届、チェックリスト、添付図面などの内容が、「まちづくり協定の基準」に適合しているか否かを確認する場である。適合の場合は、適合通知を、不適合の場合は、その理由を添え、計画変更を依頼している。

また、一定規模以上の開発行為、建築等については、近隣住民への説明、協定運営委員会への出席を要請している。

委員会を補うものに「事務局会議」があり、最低月一回開かれる。東部、西部の事務局は、計画届の内容をあらかじめ点検・確認し、問題点の整理を行う。チェックリストは、ゆとりある敷地の確保、山手にふさわしい建物規模の維持、建物形態・色彩の維持など二十項目にわたっている。内容によつては、事業者に計画変更を要請している。平成十七年六月から二十二年十二月まで、協議した計画届の案件は延べ約二百二十件に上り、そのうち新築・改築が約三分の二である。

(2) 二十二年度の推進会議としての大きな課題
一昨年、小区画の大規模宅地開発、空堀のある



協定運営委員会風景・事業者による説明

地下住居付き建物・マンション建設などの問題を経験した。この問題を乗り切るには、「協定」の担保性を高める手段として、①横浜市の条例に基づく「地域まちづくりルール」として認定を受けること②第二段階として、強制力のある「地区計画」導入を検討することが必須であるとの考えに至った。年度初めより準備を進め、十一月には、山手町全体の地権者など約千八百世帯に資料を配布して、「協定」のルール認定申請、「地区計画」導入検討の賛否を問うアンケートを実施し、それぞれの設問に多数の賛同をいただいた。

(3) 地域緑のまちづくり活動

横浜市より、モデル地区に指定され、昨年五月より委員会活動を開始した。この地区は緑被率四〇%と緑に恵まれているが、敷地の細分化、宅地



「地区計画」を視野に、新たなルール検討部会

開発などによる樹木の伐採が進んでいる。委員会では、山手地区全域を六回に分け、七月より樹木調査を実施した。平成十九年作成の「調査報告」の景観木候補樹リストをもとに、樹木の再調査をするとともに、民有地の植栽管理のモデルになる生垣、玄関前の植栽・花壇なども調査した。現在、まとめの作業を行っている。

4. 今後の課題や方針など

(ア) 「地区計画」の検討提案

推進会議全体会で検討の提案、「地区計画」のたたき台の作成、地権者との勉強会、意見の集約などを視野に準備を進めていきたい。「協定」に明記されている百六十五平方メートルの敷地規模について地権者の賛同を得ることが大きな課題である。



地元の要望が実った例

(イ) 山手本通りの歩道の再整備への取り組み

山手本通りを歩きやすくするために、平成十八年より行政担当者を交えて検討を重ねた結果、石畳の歩道の再整備については、一部区間で電線の地中化が実現の運びとなった。残りの約八〇%の区間も早く実現するよう折衝していく。

(ウ) まちなみの環境美化活動

昨年の「協定」の改定など、主に今後を見据えた動きに主眼を置いてきたが、景観パトロールの実施を手始めに、良好な環境を維持することに努める。

(エ) 山手まちづくり通信

地元委員の手で、一年に四回発行しているが、内容が難しいとの声があり、「読みやすい紙面」を心がける。



行政に頼らない景観づくり

景観づくりのきっかけ

新潟県最北の城下町、村上市。人口七万。この町はこの数年で「町屋」の城下町として一躍注目を集めるようになり、全国から来訪者が訪れる町へと変わってきた。このような変化は自然に起こったものでもなく、また「町を元気にしたい」というような一般的な町おこしでもなく、平成九年、突然浮上した大規模な「近代化計画」に対し、市民が歴史ある城下町を守ろうと立ち上がったことに端を発した。

反対運動をするのではなく、村上の持つ歴史的価値を示すことでその流れを変えようと、伝統建築である「町屋」の生活空間を公開し、町屋に光を当てる取り組みを開始したのだ。これが話題をよび、それまでゼロだった旅人が町に訪れるようになっていった。さらに春にはこの町屋にその家に伝わる江戸や明治の人形達を飾り無料で公開する「町屋の人形さま巡り」を開催、秋には同じく町屋に伝統の屏風を展示し公開する「町屋の屏風



チーム黒塀プロジェクト事務局
むらかみ町屋再生プロジェクト会長

● 吉川真嗣

まつり」を開催、どちらも大成功し全国から大勢の観光客が町に訪れるようになり、歴史の街として村上は世間からの高い評価を受けるようになっていった。

しかしこの直後、近代化により町屋が四、五軒壊されてしまった。極めて残念な出来事で「行政に頼ってはいけない、自分達の町は自分達の力で守らなければ」という想いを強くした。そして村上のあるべき姿を市民が自ら示そうと、行政に頼らない景観づくりがここから始まった。

景観作りへ発展…黒塀プロジェクト

安善小路は、かつて芭蕉が歩いた通りであり、重要文化財のお寺や古民家、風情ある割烹など歴史を感じさせる通りである。しかしこれらを取り囲む塀のほとんどは時代の変遷と共にありきたりのブロック塀に変わり、景観美が損なわれていた。「もしこの小路のブロック塀が昔ながらの黒塀になったら村上を代表する素晴らしい小路になる、黒塀を復活させよう」と、平成十四年小路の住人

でチーム黒塀プロジェクトを結成した。資金ゼロの中で知恵を絞って「黒塀一枚千円運動」を展開し、市民から寄付を募り、それを基金とし既存のブロック塀を壊さず、その上から板を打ち付け黒ベンを塗り、黒塀にするという奇想天外な工法で黒塀づくりが行われた。少ない経費だが景観はがらりと変わる。

本来は本物の黒塀を作るべきである。将来的には本物を作るといふ展望を掲げながらも、まちづくりにおいて大切なことがある。それは理想論ばかり言って何もしないより、「目に見える形にして示す」ということである。形にして示すことで、市民の理解を深め、協力者や応援団を作ることになる。そして何よりもメンバーの誇りになり士気



黒塀プロジェクト



町屋の外観再生前

を高めていくことにつながるのである。

黒塀づくりは八年間で約千人を超える市民からの寄付を頂き、現在三百六十メートルに達した。その内の百三十メートルは堂々の本物の黒塀である。

〔町屋の外観再生プロジェクト〕

この黒塀づくりが基になり、町屋の外観再生への取り組みへと発展していった。町屋の内部を活かした取り組みでは優れた取り組みをしている村上も、町屋の外観に関してはアーケードやサッシ、トタンなどで覆われていてその魅力が充分表現されていない。歴史の町として町屋の外観が課題だった。

この外観を昔ながらの格子や壁、木製の硝子戸に変え町屋の景観を整えることができれば、村上



町屋の外観再生後

は中も外も充実し、間違いなく格段に魅力的な城下町になる。「何とかしたい」この思いで平成十六年、市民による新たな組織「むらかみ町屋再生プロジェクト」を立ち上げ、町屋の外観を再生するプロジェクトを開始した。全国の人に呼びかけ基金を作り、町屋の外観を再生する店に補助金最大八十万円・補助率六〇％を出すという、市民プロジェクトとしては全国初となる画期的な取り組みである。改修は外観だけなので低経費ですみ、一方、町並みは大きく変わる。本来は行政がやる仕事ではあるが、今こそと市民の心意気で実行に踏み切ったのである。現在再生は十九件になった。町屋の外観が再生されていくことにより、村上は中も外も素晴らしい全国でも屈指の城下町になっていく。

〔黒塀通りの緑3倍計画〕

黒塀プロジェクトの第二弾の取り組みで、平成二十年からより美しい小路にしようと植樹による緑化を進める「緑3倍計画」を開始した。「緑一口千円運動」を行い、やはり市民から寄付を募り資金を捻出する市民による景観作りである。これにより紅葉や松などの緑が黒塀から枝を伸ばし、黒と緑のコントラストの美しい景観美を作り上げその美しさを一層高めた。現在二メートルから八メートルある大きな木など六十本植樹されている。

〔振り返って〕

このような黒塀づくり、町屋再生、緑化など景観作りというハード面の事業は行政にしかできないと思われがちだが、知恵と工夫で市民でも景観作りができるのである。特筆すべきことが、町の姿が変わりだしてから、それを見た一般の市民までが、自発的に景観作りをするようになってきたことだ。自分の家の塀を黒塀に変えたり、町屋再生の補助金は利用せず自費で外観を再生したりする一般市民が明らかに増えてきたのだ。間違いなく市民にこれまではなかった景観に対する意識が芽生えてきた。

近代化問題に端を発し「町屋を守れ」と始まった市民の取り組みは、地域活性化の起爆剤となった。市民が我が町の文化に気づき、誇りを持ち始めたことは大きな収穫だった。今、村上はその誇りから、市民自らが町の景観作りまで取り組みだし、独自のまちづくりを展開しながら地域の再生の大きな力になっている。

地域まちづくりを進めるうえで 景観づくりにつなげる



財団法人 京都市景観・まちづくりセンター 事業第一課長 ● 中島 吾郎

〔財〕京都市景観・まちづくりセンター（以下「センター」）は平成九年に京都市の全額出資により設立された組織である。非行政の第三者機関として、市民活動団体、事業者団体、学識者等とのネットワークを基に、市民・企業・行政が協働して参画するパートナーシップによるまちづくりを推進し、京都らしい景観の保全創造、質の高い住環境の形成などに取り組んでいる。

また、景観法に基づく全国初の景観整備機構に京都市から指定（平成十七年五月）され、京都市が平成十九年九月から施行している「新たな景観政策」の推進の一翼を担っている。「住民主体の景観づくり」について、センターが行っている取り組みを紹介する。

地域と寄り添うスタンスで、 地域の景観・まちづくりを支援

地域の景観を気に入って住まわれている住民やまち並み維持に努力されている住民も多く存在する。しかし、平素行われている地域まちづくりでは、必ずしも高いウェイトを景観が占める訳では

なく、独居高齢者や子供への配慮等を中心に、防災、防犯、教育、福祉といった生活と密着した課題に関心が示される。それらの課題も景観と無関係かというところではない。景観は外観の美しさと言った視覚的なものだけではなく、そこに住む人々の生活や経済活動の表れと捉えることで、地域の文脈を踏まえた景観づくりが進められると考えている。

地域に対しては、町並みや景観を考えましようとして押し付けるのではなく、景観面も念頭に置きつつ、地域のコミュニティ活動を応援する中で、住民が地域の魅力に気付く、愛着を高めることで、周辺への配慮から町並みが整っていくことを目指している。地域まちづくりを支援する際には「住民側に立ち、寄り添う」ことを基本スタンスとし、住民と直接ふれあうことで信頼づくりを心掛け、その信頼に基づいた交流を進め、

交流関係をより多く築く中で創造の土壌が生まれる。「信頼、交流、創造」を活動の基本としている。

地域が主体的自発的に まちづくりを進めるために

地域まちづくりの進展に合わせて、支援制度等を用意している。

（１）センターの存在を知る段階

○「景観まちづくりシンポジウム」（年二回開催）

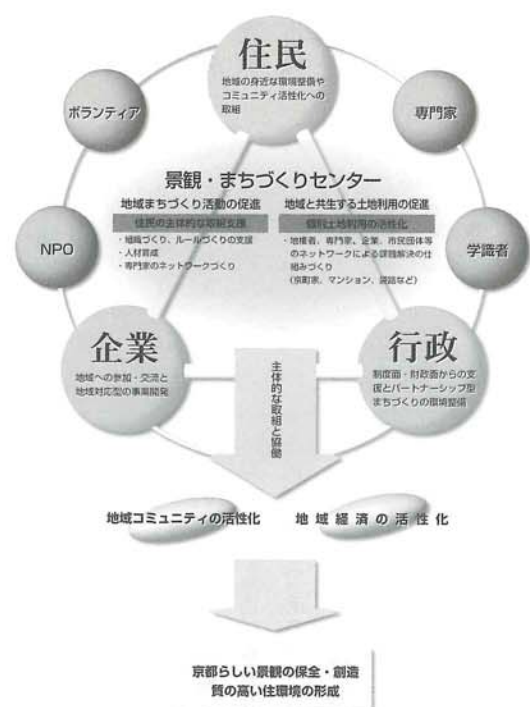
：景観・まちづくり活動の活性化や京町家の保全・再生に向けた課題の抽出、共有やその解決策を幅広い市民に周知する。

○「京まち工房」（年四回発行）：センターや各地域での取り組み等を紹介する機関誌。

○コミュニティFM番組等

（２）地域まちづくりに関心を持ち始めた段階
展示施設や市民向け無料まちづくり講座「景観まちづくり大学」（平成二十一年度四十六回開催）で学んでもらう。

センター概念図





京のまちづくり史セミナー

- 「京のまちかど」…京都のまちづくりの歴史等を展示。ボランティアの案内がある。
- 「京のまちづくり史セミナー」…京都のコミュニティやまちの成り立ち、今後の景観づくりについて、学識者等からの講義やまち歩きを行う。
- 「まちづくり実践塾」…ニーズの高いテーマを取り上げ参加型で考える。
- 「京町家再生セミナー」…京町家の所有者や居住者を対象に情報提供を行う。
- (3) 地域まちづくりの初動期
地域住民自らが地域の課題や資源を再発見し、地域の将来を考えてもらう中で、意識啓蒙、人材発掘、まちづくり委員会等の組織づくりにつながっていく。
- 「景観まちづくり相談」…窓口と電話でセンター



大原小出石町地区計画説明会（専門家派遣）

- 職員が、地域の悩み事の相談や他地域の工夫等を紹介。
- 「地域まちづくりセミナー」…センター職員やまちづくりの専門家をその地域に派遣し、まちづくりの機運を盛り上げる。
- (4) 地域課題が明確な段階
○専門家派遣・活動費助成…将来ビジョンづくりや地域の課題解決に向けて地区計画や建築協定のルールづくり等を支援。
- (5) 専門家派遣や活動助成の対象とならない活動への対応
国等の制度活用ができるよう情報収集に努めたり、「京都まちづくり学生コンペ」（平成十九年・二十一年度開催）等を通じて関係づくりを行った学生を地域に紹介している。

地域まちづくりのシンボルとしての京町家の保全再生

京都ではまちなかを中心に、京町家に代表される低層の職住共存の住宅が比較的残っている。京町家は、洗練された外観や自然を敷地の中に取り込んだ魅力的な内部空間を持ち、京町家が連担する落ち着いたまち並みは京都の個性ともなっている。また、建物の価値だけではなく、暮らしや文化の継承という役割も担っている。平成二十・二十一年度には市内全域を対象に三回目の悉皆調査を京都市および立命館大学との三者で、市民ボランティア等の協力を得て、「京町家まちづくり調査」を行い、四万七千軒強の存在が確認された。

所有者・居住者に対しては、交流促進を図る会合を開催するほか、「京町家なんでも相談」を行っている。同相談では、センター職員が必要な情報を紹介するほか、大工・建築士等の京町家専門相談員も相談に応じている。加えて、京町家に住み続けたい人を応援するため、市民や企業等からの寄付を基に平成十七年に「京町家まちづくりファンド」を設立し、外観の改修を対象に現在まで五十三軒に対して助成を行ってきた。

「京町家まちづくり調査」の結果は、「景観まちづくりシンポジウム」で報告したほか、同調査にも協力いただいた町家関連団体と一緒に実施する「出前セミナー」で地域ごとに情報提供し、京町家を生かした景観まちづくりの機運醸成を図るとともに、地域・町家関連団体とセンターの信頼関係を深めることで、外部からの調査だけでは得られない京町家の情報を得て、京町家の保全再生に活かしていきたいと考えている。



「伊丹酒蔵通り」等、

住民の景観づくり推進



伊丹市都市創造部都市企画室 都市景観担当

● 朴木 丈能
ほおのきただけよし

伊丹市の概要

本市は、兵庫県の南東部に位置し、大阪国際（伊丹）空港があるまちとして、全国的にも知られており、県外へのアクセス性も高い。

歴史的には、「清酒発祥の地」として江戸時代に酒造業が栄え、それとともに俳諧や茶道が盛んとなり、頼山陽や井原西鶴などの文人墨客が行き交う、文化の香り高いまちであった。今なお中心市街地に残る酒蔵のたたずまいや荒木村重が居城した岡城跡などは、往時の繁栄を彷彿させる。

景観行政のあゆみ

本市は昭和五十九年に都市景観条例を制定し、都市景観形成基本計画を策定、都市景観基金を創設。これをもとに、都市景観デザイン審査制度による大規模建築物の景観誘導や、都市景観形成建築物の指定、景観まちづくりの支援など、良好な景観の形成や維持・保全を図るべく施策を推進してきた。

そして、平成十六年の景観法制定を機に、同法

における様々なツールを活用し、実効力ある施策展開を図るため、平成十七年九月に景観行政団体となり、平成十八年三月に全国十番目となる景観計画を策定。同年十二月に従来の自主条例を法委任条例へと全面改正した。

景観計画では、景観計画区域を市域全域とし、一定規模以上の建築物等を対象に色彩基準による行為の制限を設けた。また、これまで自主条例で指定していた四路線の都市景観形成道路地区に加え、酒造業で栄えた当時の酒蔵や町家が残る伊丹郷町地区を「重点的に景観形成を図る区域」（以下「重点区域」として、さらに、平成二十年四月には、伊丹酒蔵通り地区を重点区域に指定。白を基調とした最も厳しい色彩基準を適用している。

伊丹酒蔵通り地区の概要

新たに重点区域となった伊丹酒蔵通り地区周辺は、戦国時代、有岡城下の侍町として形成され、

江戸時代には酒造業の発展とともに、数多くの町家や社寺が集積していた。

伊丹郷町地区の大部分は、現在の中心市街地と重なる商業地であり、伊丹酒蔵通り地区はその中心部に位置している。JR伊丹駅と阪急伊丹駅を東西に結ぶ歩行者優先道路であり、市外からの来街者を迎える玄関口、メインストリートとして重要な役割を果たしている（図参照）。

平成七年の阪神・淡路大震災により、沿道周辺は大きなダメージを受け、酒蔵などの歴史ある建造物の取り壊しと共に、空地も目立つようになった。

さらに、阪急およびJR伊丹駅から近く、大阪都心部まで約十分という交通利便性の良さから、周囲でマンション開発が進んだ。これにより、まちの景観も大きく変動し、既存の街並みとの調和が大きな課題となっていた。

こうした状況に対し、本市は道路の美装化や酒桶をイメージしたボラードの設置等のハード整備に加え、発掘調査で発見された酒蔵の排水路（石組み）を再現した「大溝」の整備、さらに、駅前の商業活性化を目的とした郷町長屋風の飲食店舗の誘致などに、積極的に取り組んできた。

伊丹酒蔵通り協議会の取り組み

沿道の修景整備とともに、新規店舗の開店が相次ぐ中、平成十七年八月、景観づくりについて、地元の方々が参加できる座談会が立ち上がった。そこでの勉強会や議論の積み重ねの結果、平成十八年七月、通りのにぎわい、景観づくりを目的とした「伊丹酒蔵通り協議会」（以下「協議会」）が



図 中心市街地と伊丹郷町、伊丹酒蔵通りの位置関係



伊丹酒蔵通り地区の街並み

地域景観づくり緊急支援事業による社会実験
(のれんの設置)

発足した。

発足当初、「のじぎく兵庫国体」の開催が間近であったこともあり、協議会は来街者へのおもてなしの気持ちとまちの活性化・良好な夜間景観の演出を目的としたイベントを企画、平成十八年九月、会員手作りの行灯による「伊丹酒蔵通りまち灯り」を開催する。また、平成十九年十二月からは、行灯をクリスマス仕様にアレンジし、ツリーオブジェとして沿道を彩る「クリスマスのまち灯り」をスタートさせ、以降、まち灯りは毎年継続して実施されるとともに、来街者の皆様に好評いただくとイベントへと発展していった。

イベント以外にも、会報誌発行のほか、駅前商店会との共同作業で「JR伊丹駅前鳥瞰図」のガイドマップづくりにも取り組んだ。通りの魅力をパノラマで表現し、来街者のまち歩き、飲食等に便利なガイドとなっている。

官民連携による取り組み

こうした協議会の地道な活動は、市のハード整備とともに評価され、平成二十年度都市景観大賞（都市景観の日実行委員会主催・国土交通省後援）「美しいまちなみ優秀賞」を受賞。協議会をはじめ、地元の皆様にとっても大きな励みとなり、協議会の会員増加にもつながっている。

また、この機運をいかすべく、本市は平成二十一年度国土交通省の委託事業である地域景観づくり緊急支援事業を活用し、「にぎわい創出と良好な景観形成の両立を可能とする屋外広告物のあり方」について、協議会とともに社会実験を実施した。

主な実施内容については、①のれん・短のれん・日除け幕等の設置（のれんデザインを一般公募し、店主選定の作品を作製し掲出）②活性化イベントと連携した「まち灯り」の開催（菰樽を使ったオリジナルの行灯をイベント期間中に点灯）③「地域貢献型バナー広告」の設置（バナー広告費をバナー維持管理経費に充てるもの）の

三つである。五カ月という短期間での実施であったが、協議会の皆様の協力もあり、無事に完了することができた。店主の皆様を対象にしたアンケート調査でも「本事業が来街者増加に寄与したと感じている」との回答をいただき、当初目的であったにぎわい創出と良好な景観形成の両面で一定の成果をあげることができたのではないかと感じている。

今後の課題と方針について

活動を重ねながら、少しずつ会員数を伸ばしている協議会ではあるが、この活動を継続するためには、安定的な資金確保と、多様な人材によるサポート体制づくりが課題となっている。

本市は、伊丹酒蔵通り地区を含む中心市街地に、新たに歴史的・文化的な情報発信拠点として社会教育施設（図書館）を整備することとしており、交流人口の増加と回遊性の向上を図るとともに、市の玄関口としてふさわしい空間を目指し、中心市街地の総合的なデザイン指針を作成し、景観の向上を図っていききたいと考えている。

また、ソフト面については、参画と協働によるまちづくりを進めるため、景観まちづくり団体の側面的な支援を引き続き行っていくとともに、活性化を目指す他のソフト事業との連携を推進し、にぎわいづくりに努めていきたいと考えている。



「まちにあかりを灯す」



NPO法人倉敷町家トラスト代表理事

● 中村泰典

1. 景観保全の歴史

昭和二十三年に倉敷観光協会準備委員会が大原美術館などを含む倉敷川畔を観光風致地区に指定し、また住民有志で倉敷都市美協会が設立され、戦後の倉敷の景観保全運動が始まった。

その後、市は昭和四十三年に「倉敷市伝統美観保存条例」を制定し、昭和四十四年、「倉敷川畔特別美観地区」を指定。昭和五十三年に「倉敷市伝統的建造物群保存地区保存条例」、さらに昭和五十四年に「重要伝統的建造物群保存地区」(十三・五ヘクタール、その後平成十年に十五ヘクタールに拡大)として国の選定を受け、平成二年には全国にさがけ、背景保全条例を制定した。平成十二年に「倉敷市美観地区景観条例」を定め、平成十七年には景観法に基づく景観条例として改正し、市は積極的な保全対策を講じていたが、住民団体の活動は、平成十八年までは消極的で個人の保全に頼っていた。

2. 倉敷町家トラスト設立

まちづくりのきっかけは、困りごとである。倉敷市は幸いにも地理的条件がよく、恵まれた土地柄であるとともに、行政の能力も高く、伝統的建造物の景観保全には全国的にも先駆的な施策を講じてきた。しかし、倉敷川畔伝統的建造物群保存地区(伝建地区)では居住者の減少と少子高齢化とともに未利用空き家も目立ち始め、次世代の景観保全の担い手不足が顕在化してきた。

平成十七年秋、地域住民を中心に市民有志が倉敷の町家の再生・利活用を図るための市民組織設立の準備会を始め、町家の再生・利活用を通じて、地域の生活文化の継承、育成と創造、および景観の保全を目的に、特定非営利活動法人「倉敷町家トラスト」を設立。平成十八年十月、正式に特定非営利活動法人として「まちにあかりを灯す」をキーワードに活動を開始した。

当団体の主な活動は、未利用町家の再生・利活用を進め、町家生活体験・滞在・定住促進・商業

活動・地域活動などに利用していくことである。現在、町家生活体験・滞在施設として一件、商業施設を三件、住居兼店舗として二件、住居専用として一件、また交流拠点として一件、の計八件の再生利活用が進んだ。

3. 七つの「まちにあかりを灯す」

(1) 来訪者があかりを灯す

第一号再生物件は、伝建地区内の小高い丘にある小さな町家を「本町御坂の家」として再生。改修では会員はもとより地域住民を巻き込み、伝統的な建築技術を中心に町家再生に取り組んだ。現在町家生活体験・滞在施設として来訪者がこの町家のあかりを灯している。視察やイベント、滞在などで年間五百人程度の利用があり。年間通して小さなあかりが灯るようになった。

(2) 暮らしのあかりを灯す

地域の少子高齢化が進んでいるため若い世代の定住促進が求められる。景観に配慮し、まちに愛着を持ち、コミュニティ活動に参加する意思を確認して、物件の紹介をしている。子供たちの声や、暮らしのあかりが灯ることは、周辺住民の願いだ。三世帯の若い世代があかりを灯した。

(3) 商店・事業所があかりを灯す

空き家が埋まればどんな事業でもよいというわけではない。しっかりと地域とのつながりやストーリーや思いがないと物件の紹介はしていない。古くから地域に根差した産業の新しい取り組みや、フェアな商取引、ものづくりへのこだわりが大切である。

(4) 門灯・看板のあかりを灯す



トラスト事務所



御坂の家



町家演奏会

地域の団体とも協力し合って、門灯の夜間点灯を進めてきた。最終電車で帰ってきた住民の帰路のあかりを門灯で照らそうと声掛けをしている。多くの住民が賛同し、行政が主導した夜間景観照明とは違う、暮らしのあかりが公の道を照らしている。街灯のあかりはいわば「古い公共のあかり」、消えていることの多い門灯のあかりを灯すことは「新しい公共のあかり」といえないだろうか。

(5) 伝統行事であかりを灯す
伝建地区は商業者と居住者が混在している、大きなイベントが多い地区ではあるが、地域の関係者がみな、違和感なく楽しめるものが伝統行事であり、地域に根差した行事でなければ続かない。伝統行事を身の丈に合った行事として積み重ねている。

(6) イベントであかりを灯す
路地散策、講演会の開催、交流施設を使った様々なイベントは楽しいものだ。

(7) エコなあかりを灯す

エコなあかりなら素敵だ。

4. 町家調査

伝建地区内およびその周辺市街地の町家の現状を明らかにし、今後の基礎資料作成のため、空き家の状況調査と、建築形態調査を実施し、調査資料を基に現況の把握と分析を行っている。建造物の用途・構造・様式・材料・敷地環境・駐車スペース・エアコン室外機の状態・自販機の設置について、平成十八年から二十二年十二月現在まで、約千戸の町家調査を実施し継続している。

5. 課題と今後・小さな町家こそ！

ここ数年、様々な市民活動が活発になり、まちづくりが進み、倉敷町家トラストの活動に対して、市民・行政が大きな期待を寄せていることを感じている。

伝建地区の建造物保全は条例規制と補助金で、まちなみ保全の効果は上がっているが、隣接地区では建築物の様式や素材の統一感はなく、プレハブ建築物やビルなどの建造物群が建ち並び、空き地は駐車場になり、中高層のマンションも多く建ち始め、景観は無秩序な様相を呈している。市街地景観の早急な対策が大きな課題である。

伝建地区では今後予想される南海・東南海地震時の減災に向けて、町家の耐震診断等の対策を講じなければならないが、費用が掛かるため、十分進んでいない。現在、改修時の耐震・防災ガイドラインの作成に取り組んでいる。

平成十八年八月、倉敷伝建地区に住民組織「倉敷伝建地区をまもり育てる会」ができ、他の市民団体も活動が活発になってきた。地域の活性化は住民グループと、専門性を持ったNPOなど数が多ければ多いほど多様な活動が息づき、またそれらが有機的に連携し活動することで活動の効率と成果は大きく変わる。倉敷では活動団体の構成メンバーが重なり合っているため、相互のコミュニケーションと連携がとりやすく、相乗効果が生まれている。さらに行政、観光と商業関連組織との連携も欠かせない。

誇りある倉敷のたたずまいを引き継ぐために、暮らし息づく小さな町家を中心に再生・利活用を進めることが、コミュニティ創生と地域の人口減少への対応だと考えている。



「官民協働」による潤いのある町並みの再生

―湯の坪街道周辺地区景観計画・景観協定・紳士協定―



湯の坪街道周辺地区景観協定委員会 事務局
九州大学大学院工学研究院 特任助教

● 高尾忠志

（一）共同体意識がつくった風景

湯の坪街道は、JR由布院駅から金鱗湖に向かう動線上に位置し、正面に由布岳を望む、湯布院観光のメインストリートである。幅員五・六メートルの細い道路であり、沿道には土産物店、飲食店、旅館、住宅等が建ち並んでいる。年間約三百八十万人の観光客が訪れる由布院盆地内で最も観光客が集中する地区であり、観光車両による交通問題、小型店舗の増加による景観問題が発生しており、緑の多い静かな環境や、小規模ながら心のこもった旅館や店舗の存在によってつくられてきた地区の魅力が見えづらくなってきている。

この地区の潤いのある環境は、自然発生的に形成されたものではない。昭和五十年代、街道沿いの店舗が、建て替えの際に道路から建物を後退させてクヌギを植え、周辺の店舗がこれに習ったことが、現在の緑あふれる街道景観が形成されたきっかけであった。

個々の店舗の取り組みの積み上げの中で、多様

だがどこか調和した景観形成が実現した背景には、「皆（総体）の利益が自分（個）の利益」であるという意識、地区住民の持つお互いに対する配慮、お互いの店舗のあり方について議論をする相互監視的な態度といった、いわば「共同体としての意識」が存在していた。

しかし、この共同体意識に支えられた暗黙の地域ルールは、曖昧な部分が多い上に、地区住民自身にも必ずしも具体的に認識されているわけではなく、地区の観光化が進むなかで、特に地区外からの出店者には共有されにくく、実行力を失いつつあった。

（二）住民による暗黙のルールの明文化

地区に潤いのある景観を取り戻すためには、これまで暗黙のうちに守られてきた地域ルールを、外部からの出店者にも共有できるように明文化することが必要であった。平成十八年十二月、地区住民により「湯の坪街道周辺地区景観づくり検討委員会」が設置され、ルールづくりがはじめられ

た。

検討委員会では、住民人にとっても、訪れる人にとっても、安全で安心な心地よい地区として、自然あふれる街道景観と情緒ある町並み景観を取り戻し、維持していくことを目的として、「由布岳を望む 誰もが安らげる 湯の坪街道周辺地域」を目標として掲げた。

ルールの策定にあたっては、地区住民が、対象地区内のすべての建築物（二百十件）、すべての看板（千枚以上）について調査を実施し、その結果を分析することによって暗黙の地域ルールを導き出した。その上で、約一年三カ月間にわたって委員会での議論、地区住民や店舗関係者に対する説明会を行い、平成二十年二月に地区住民総会においてルール案を可決した。

ルール

の運用方法として
は、景観法を活用することとした。
具体的には、「景観計画

A」では、建築物の高さ（原則八メートル）、壁面後退



検討委員会の様子



地区住民総会の様子



看板を撤去する前の店舗



協議により看板を撤去した店舗

平成二十二年五月現在で、協定に参加している店舗は、協定Bが八十一件、協定Cが六十件、協定Dが七十五件であった（なお、協定は住宅を対象としない。地区内の店舗数は百二

（一メートル以上）、色彩基準等を、「景観協定B（商い協定）」では、商品陳列の後退（五十センチ以上）等を、「景観協定C（看板協定）」では、看板の高さや面積、枚数等を、「景観協定D」では、看板の色彩基準を、「紳士協定E（おもてなし基準）」では、声かけ、客引き、試飲、試食、音楽、音声の禁止を定めた。

（一）官民協働による運用体制

こうした取り組みは、もちろん地区住民だけでできたものではなく、当初から由布市および大分県の全面的なバックアップが存在していた。

同時期に由布市に新設された都市・景観推進課の担当者は、委員会や説明会、事務局会議にほぼ

すべて出席し、景観計画や景観条例と一緒にまとめて策定して下さった。由布市湯布院振興局も活動予算の支援や事務局として検討に参加して下さった。また、大分県の担当者も足しげく湯布院を訪れ、景観法に関する技術的なアドバイスを丁寧にして下さった。

こうした行政側の積極的な姿勢は、由布市景観条例第七条の「近隣関係者の理解」にもあらわれている。すなわち、行政窓口で景観計画Aに関わる届出があると、その事前協議の手續きとして「近隣関係者の理解」を得ることが求められ、届出者は、景観協定B・Dと紳士協定Eを運用する住民組織「湯の坪街道周辺地区景観協定委員会」と協議するシステムとなっている。こうした仕組みが

実現できたのは、平成二年に制定された「湯布院町潤いのある町づくり条例」において、「近隣関係者の理解」の条項が定められ、これまで長年にわたって運用されてきた実績があったからである。

この「近隣関係者の理解」は、景観計画A、景観協定B・D、紳士協定Eについて、官民の協働体制による一体的な運用を可能にただけではなく、そもそも地区に存在していた地区住民による話し合いの場を再生し、これを出店者と共有し、「地域で話し合って決める」という共同体意識を取り戻すことにつながっていくと考えている。

（二）潤いのある町並みの再生へ



自主的に看板を減らす前の店舗



自主的に看板を減らした店舗



認定マーク

さらには、屋外広告物条例の基準の強化、湯の坪街道等の電線地中化、通り名の検討等も行われており、今後も官民協働による湯布院の景観づくりにぜひご注目いただければと思う。

十件程度)。一つ以上の協定に参加している店舗は九十一件であり、うち三つすべてに加盟している店舗は五十三件、二つに加盟している店舗は十九件、一つのみに加盟している店舗は十九件である。

これらの加盟店には、店先に掲示する認定マークを配布している。認定マークは、加盟している協定の数に応じて、クヌギの葉のシールを掲載する形式になっている。これは、協定参加者のモチベーションを高め、地域内相互での監視を可能にし、協定参加者にルールを守る自覚を持ってもらい、さらには、ルールを守っている店舗の存在を示すことで地区の目指す方向を内外に発信する機能を持っていると考えている。

平成二十年二月の地区住民総会でのルールの決

定以降現在までに、店舗関係者と協定委員会との協議が十五件行われ、出店者の意向を大切にしながら、協力が得られないか協議が進められた。協議においては、ルールの趣旨と内容を十分に汲み取って設計をしている店舗も多く、また、委員会との協議の中で、店舗を道路境界からより大きく後退したり、看板を小さくしたりして、設置位置を下げるなど、改善が行われている。

印象的であったのは、ルールを守らずに施工された店舗が、協議の結果、ルールに沿って再施工されたケースである。これは、行政のみによる景観計画でも、住民だけではの協定でも実現しえなかったことであり、官民協働体制での運用による実効性の高さを示すものであったと考えている。

また、地区内でルールに従った自主的な改修が

行われたり、地区外においても大分銀行湯布院支店が自主的に看板の改修を実施したりなど、地区内外にルールの波及効果がみられる。こうした協議の積み重ねにより、地区の町並みにそぐわない店舗の建設が防がれ、潤いのある町並みの保全と形成が進みはじめている。

盆地全体の景観づくりへ

この取り組みを契機として、由布市は、「由布市景観マスタープラン」を策定し、その基本方針にしたがって、湯布院町の住民約三十人による「湯布院景観協議会」を設置した。景観協議会は、現在までに二年半で二十八回開催され、主に由布院盆地を対象とした、①大型開発抑制ルール②農地景観の維持に向けたシステム③景観計画が検討されている。



地域の良好な景観づくり

国土交通省 都市・地域整備局 公園緑地・景観課 景観・歴史文化環境整備室

1. 良好な景観づくりの取り組み

地域における良好な景観づくりについては、高度経済成長期以降、多くの地方公共団体で景観条例やまちづくり条例など独自の仕組みを活用して取り組まれてきた。このような地域の景観づくりの取り組みを後押しするために平成十六年に制定された景観法においても、その基本理念の中で、

良好な景観は「国民共通の資産」「地域住民の意向を踏まえ、地域の個性及び特色の伸長に資するよう多様な形成を図る」「地域の活性化に資するよう、地方公共団体、事業者及び住民により一体的な取組がなされなければならない」といったことがうたわれており、国や地方公共団体だけでなく、住民についても「良好な景観形成に積極的な役割を果たす」ことが責務として位置づけられている。このように、我が国初の景観を主題とした法律である景観法においても、地域住民は良好な景観づくりの重要な主体として位置づけられている。

まず、景観法の施行状況について概観してみる。

景観法では、法に基づく取り組みを行う地方公共団体を「景観行政団体」と位置づけており、都道府県・政令市・中核市と、政令市・中核市以外の市町村で都道府県知事の同意を得たものがこれにあたる。平成二十二年十二月一日現在、景観行政団体は四百七十二団体（内訳は、四十七都道府県、十九政令市、四十中核市、その他の市町村三百六十六団体）であり、景観法施行後、順調に団体数が増えている状況である（図1）。

なお、全国の地方公共団体を対象としたアンケート調査の結果（平成二十二年七月一日時点）では、今後景観行政団体になる意向をもつ地方公共団体を含めると、七百三十八団体（全体の約四割）が景観行政団体となる見込みである。

また、景観法に基づく景観計画については、景観行政団体の半数以上の二百五十七団体で策定済みとなっており、こちらも着実に増えている状況である。

2. 景観法における住民主体の景観づくりの仕組み

景観法では、地域の景観形成のための基本方針

である景観計画や都市計画の地域地区の一つである景観地区などのほか、住民主体の景観づくりを支援するための制度がいくつか位置づけられている。ここでは、それらの制度の活用状況を紹介する。

① 景観協定

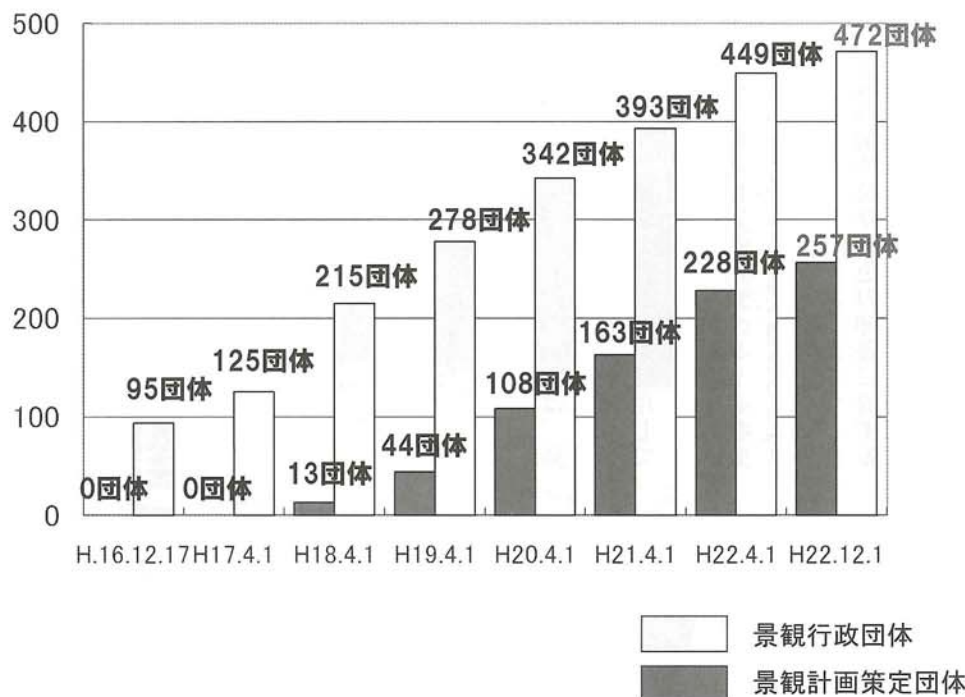
まず一つ目として、地域住民がルールを設定しお互いに守り合う「景観協定」がある。景観協定では、景観計画等で定められる基準よりも厳しい規制内容や、例えばショーウィンドウの管理や清掃活動の回数等ソフトな事項など、地域の状況にあったルールを住民同士の合意により自主的に決めることができる。景観協定は景観計画区域内でのみ定められることや、土地所有者等の全員の合意が必要などの点が取り組みにくいのか、平成二十二年十二月一日現在、景観協定の認可数は十六件であり、まだまだ十分に活用されている状況にはない。

また、協定の締結の仕方も、開発事業者があらかじめ協定をつくり、協定付きで分譲する、いわゆる一人協定のタイプが多いが、最近では、大分県由布市の湯の坪街道周辺地区や滋賀県大津市の落雁の道地区など、地域の土地所有者たちが主体となって協定を締結した事例も出てきている。一人協定の場合も、分譲後は協定運営委員会が立ち上がり、地区内の建築行為等について審査等を行うことになるので、地域住民が「自分たちのルール」として誇りと愛着をもって運用していく仕組みとして活用されることが期待される。

② 景観整備機構

行政だけでなく、地域住民やまちづくり団体な

図1 景観行政団体及び景観計画策定団体の推移
(団体数)



ど地域の多様な主体が景観形成に参加する、または、その取り組みを支援する制度として、「景観整備機構」がある。一定の景観の保全・整備能力を有する公益法人またはNPO法人を景観行政団体が指定するもので、平成二十二年十二月一日時点で、五十七の景観行政団体で延べ八十一法人が指定されている。

情報提供、まち歩きやセミナー、イベントの開催などの普及啓発活動が中心である。具体的な活動事例を挙げると、「NPO法人まつえ・まちづくり塾」(島根県松江市)では、まず地元の人々にまちを再発見してもらうことを目標に、人々に興味をもってもらえる創意工夫に満ちた様々なまち歩き企画を開催している(「建築士と歩くまちなみ・たてもの探検ツアー」、小泉八雲の「怪談」ゆかりの地を小泉八雲の曾孫さんの案内で訪ねる「松江ゴースト・ツアー」、松江城内のおだんご屋めぐり「だんごでハシゴ」等)(図2)。

図2 まち歩きのアラシ(NPO法人まつえ・まちづくり塾)

また、社団法人宮崎県建築士会では、景観セミナーやまちづくり塾の開催など地域における

③その他
その他に、地域住民が景観形成に関わる仕組みとしては、地域における良好な景観形成を図るために必要な協議を行う場としての「景観協議会」があり、このメンバーには、景観行政団体だけでなく、各業界団体や地域住民を加えることができる。平成二十二年十二月一日時点で十二の協議会が組織されている。

普及啓発や景観整備の取り組みを行っているほか、宮崎市が中学生を対象に景観をテーマにした授業を実施する際に、協力団体として授業計画から実施まで携わるなど、行政と連携した活動も行っている。

景観整備機構に指定されているのは、建築士会などの公益法人や地域のまちづくり活動を行っているNPO法人など多様な法人であり、それぞれの特徴を活かした取り組みが行われることが期待される。

また、地域住民やNPO法人等が景観計画の策定または変更を景観行政団体に提案できる制度もある。景観行政団体が景観計画を策定する際には住民の意見を聞くことになっているが、この提案制度は地域住民が主体となって計画策定等の働

図3 景観まちづくり学習モデルプログラムの一例

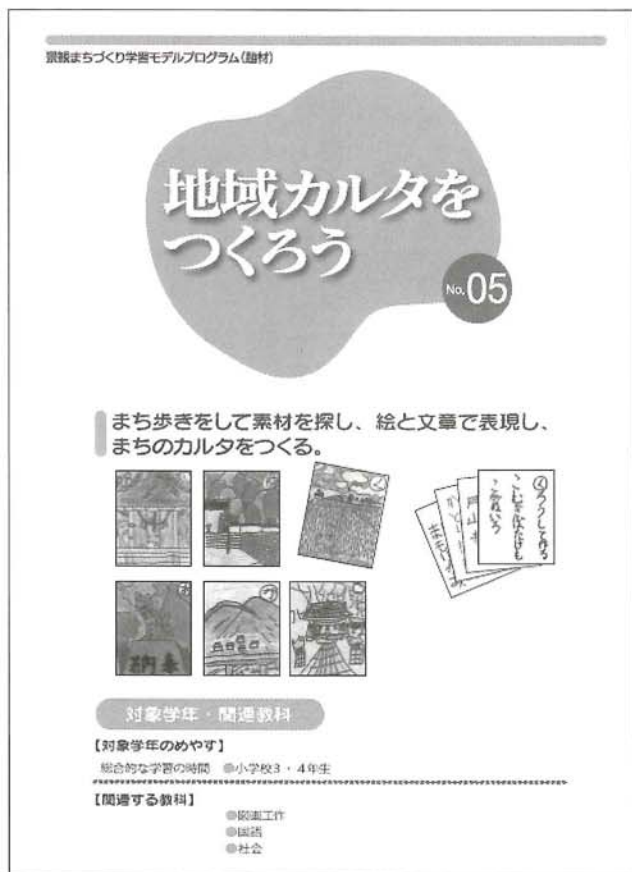


図4 都市景観大賞



きかけができるものであり、都市計画の提案制度と同様のものとなっている。

3. 住民主体の景観づくりの支援

景觀法に位置づけられた制度以外にも、自主条例や任意の仕組みによる様々な住民主体の景觀づくりが行われている（これらの事例については他の紹介記事を参照されたい）。住民主体の景觀づくりが進められるには、地域住民が日ごろより自分たちの地域の景觀に対して関心を持っていることが必要であり、このような住民の意識啓発が重要なポイントである。

地域住民の意識啓発の一環として、小中学校を対象とした景観まちづくり教育が重要であり、国土交通省においても、学校の授業で活用できる景

観まちづくり教育のモデルプログラムを作成し、ホームページで公開・提供している。プログラムの内容としては、子どもたちがまち歩きをし、気になったところ、良い（あるいは悪い）と感じたところをデジカメで写真に撮り、お互いに発表し合ったり、カルタにしたりなどして、自分たちに身近な地域の良さに気づいてもらうようなものが中心になっている（図3）。このプログラムを用いて景観学習を行う学校に対しては、（財）都市文化振興財団において活動助成を行っており、年に二十校程度がこの助成を受けている。

また、「都市景観大賞」(主催・・「景観の日」実

行委員会)において、平成二十三年度より「景観教育・普及啓発部門」を新設し、実際に優れた景観を形成している空間だけでなく、子どもたちや地域住民を対象にした意識啓発などソフトの取り

組みも表彰対象とすることとなっている（図4）。

4. まとめ

地域の良好な景観づくりには、行政の政策や取り組みだけでなく、地域の住民の身近な景観に対する意識（誇りや愛着）が不可欠である。今後、住民主体の景観づくりとそれを支援する地方公共団体の取り組みが活発に行われることを期待したい。

※景観協定や景観整備機構など、景観法の最新の

施行狀況

国土交通省景観まちづくりHP…

<http://www.mlit.go.jp/crd/townscape/index>

html

兼続公ゆかりの地に百八灯点火
—南魚沼市雪まつり・新潟—

戦国の武将、上杉景勝公、直江兼続公生誕の地、新潟県南魚沼市で、二月十二、十三の両日、毎年恒例となっている「南魚沼市雪まつり」が開催される。

主催の南魚沼市雪まつり実行委員



雪のステージショー（よさこい踊り）



ほんやら洞。上下とも過去の祭りより

会によると、六十一回目となる今回、景勝公、兼続公の居城、坂戸城があった坂戸山に百八の松明を炊き、築城五百年を祝う「百八灯点火」を初めて開催する。

さらに、六日町小学校協の特設会場では、地元芸能ステージショー、雪上よさこい踊り、ものまねタレントショー、冬火花などが催される。また、前回好評だったスノーボードセッションも引き続き開催する。なお、六日町温泉ほんやら洞まつりについては、今回中止する。

詳細は同実行員会事務局まで。

【問い合わせ】

〒949-6626

新潟県南魚沼市六日町140の2

南魚沼市観光協会内

南魚沼市雪まつり実行員会事務局

電話 025(772) 7171

FAX 025(773) 3504

編集部より

昨年の6月号より、地方自治体やまちづくり団体のイベント情報、政策を紹介する「地域トピックス」のコーナーを設けております。

このコーナーは、自治体、まちづくり団体などの皆さまからいただいた記事と、編集部執筆による記事とで構成します。

記事が集まり次第、順次掲載となりますので、自治体、まちづくり団体の皆様にはぜひ編集部まで投稿をお願いいたします。

記事の字数は、イベント関係であれば四百〜八百字程度で、写真や図なども掲載。提供いただいた情報は、原則、原文に沿って掲載いたしますが、PRの内容やイベントの時期な

どで掲載できない場合もありますのであらかじめご了承ください。

また、地域づくり、活性化などの政策関係を紹介する記事であれば、一ページ（千二百字程度）、二ページ（二千四百字）のスペースを設けます。話題性の強い記事として、「北から南から」の欄などに掲載します。

記事形式でなくても情報提供という形でもかまいません。編集部にご相談ください。

【連絡先】

地域づくり編集部

アドレス

harada@jcrd.jp

あるいは

koga@jcrd.jp

電話 03(5202) 6139

ファクス 03(5202) 0755



お知らせ

【有楽町・ふるさと情報プラザの閉鎖・移転について】

15年にわたり皆様のご厚情をいただき運営しておりました有楽町・ふるさと情報プラザは、平成23年3月31日（木）をもちまして閉鎖することとなりました。なお、4月11日（月）からは、地域活性化センターのある日本橋プラザビル1階にふるさと情報コーナー（仮称）を設置運営することになりましたので、引き続き、ご協力を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

問い合わせ先：ふるさと情報プラザ 03-3284-0855

【地域づくり総務大臣表彰受賞団体の活動を動画で紹介】

地域をよりよくしようと頑張る団体や自治体、個人の取り組みを全国に広く周知し、その活動のもたらす成果を称えようと実施されている「地域づくり総務大臣表彰」と「過疎地域自立活性化優良事例総務大臣表彰」。当センターでは、これら受賞団体の活動に対する理解をより深め、地域づくりのヒントを得てもらおうと、各団体の活動を撮影・編集し、15分間の動画にまとめ、インターネット上で配信しています。現在、平成21年度の受賞団体の映像の作成を進めており、団体の活動に合わせて取材を行い、完成した団体の動画から随時配信しています。ぜひ地域づくりの一助としてお役立てください。

新たに配信を開始した動画

- 北海道旭川市
「魅力を引き出すまちづくり」
- 青森県八戸市（岩手県宮古市）
「ふるさとをけげだそう」
- NPO法人鳴子の米プロジェクト（宮城県大崎市）
「米がむすんだ地域の絆」
- 潟船保存会（秋田県潟上市）
「八郎太郎プロジェクト」
- 心といのちを考える会（秋田県藤里町）
「地域のつながりをつくれば、自殺は防げる」
- 初黄・日ノ出町環境浄化推進協議会（神奈川県横浜市）
「黄金町再生」
- 種蔵を守り育む会（岐阜県飛騨市）
「種蔵をあるままに」
- あかばね塾（愛知県田原市）
「ウミガメの今日は、明日の私たちの姿」
- こうべUD広場（こうべユニバーサルデザイン推進会議）
（兵庫県神戸市）
「人にやさしい まちづくり」
- NPO法人とさはちきんねっと（高知県高知市）
「『私おこし』で地域おこし」
- B級グルメの聖地久留米実行委員会（福岡県久留米市）
「くるめdeグルメ」
- 大隅の國やっつく松山藩（鹿児島県志布志市）
「愛する志布志のためにいざ！出陣じゃ！！」
- 兵庫県
「元気で安全安心な社会をめざして」
- 愛媛県東温市
「育てよう！未来を担うエコキッズ」
- 村上龍男氏（山形県鶴岡市）
「世界一のクラゲ展示で地域活性化に貢献」
- 長野県木曽広域連合
「水と緑のふるさとづくり」
- 和歌山県田辺市
「元氣かい！田辺市」
- 熊本県水俣市
「村丸ごと生活博物館」

総務大臣表彰受賞団体の動画は下記ホームページよりご覧いただけます。

（財）地域活性化センターホームページ（<http://www.chiiki-dukuri-hyakka.or.jp>）

「地域活性化事例・情報提供事業」>「地域づくり総務大臣表彰受賞団体動画」

【問い合わせ先】企画部企画調査課 TEL 03-5202-6133

スポーツ拠点づくり推進事業

(埼玉県熊谷市)

「全国高等学校選抜ラグビーフットボール大会」と地域活性化

熊谷市教育委員会保健体育課 主査

● 新島謙一

財団法人地域活性化センターは、スポーツ拠点づくり推進事業として、市区町村とスポーツ団体が連携・協力し青少年のあこがれ、目標となるスポーツごとの拠点を全国各地につくことでスポーツの振興と地域の再生を推進する取り組みを支援している。

今回は、同事業の助成対象となった埼玉県熊谷市の取り組みを同市教育委員会保健体育課の新島謙一氏にご紹介いただく。(情報サービス課)

熊谷市は、関東平野の中央、埼玉

てきた。

県の北部に位置し、東京都心から五十〜七十キロメートル圏にあり、ほぼ平坦で荒川や利根川の水に恵まれた肥沃な大地と豊かな自然環境を有している。古くからスポーツが盛んな土地柄で、もともとラグビーも盛んであったが、昭和四十二年に開催された埼玉国体においてラグビーの競技会場となったことで、市内を流れる荒川の河川敷に二面のラグビー場が整備された。以来、埼玉県のラグビー行事は熊谷を中心に開催され

その後、県立熊谷工業高校の活躍

(全国高校ラグビー大会出場二十三年、うち優勝一回、準優勝一回、ベスト4進出三回)とともに、平成三年に芝生グラウンドを三面持つ国内有数の規模を誇る熊谷ラグビー場が完成したことなどを契機に、本市は、イメージアップ事業の一つに「ラグビータウン熊谷」を掲げ、ラグビーを通して魅力あるまちづくりの推進を図ることにした。

競技団体や関係機関との協力体制

のもと、熊谷ラグビー場を活用した地域振興を目標に掲げ、小・中学校への普及や中・高校生の強化、国内トップチームの招待試合、集客力のある公式戦の誘致、初心者でもラグビーが楽しめるイベントの開催など「ラグビータウン熊谷」の推進のため様々な事業を実施してきた。これらの事業は徐々に浸透していったが、全国のラグビーファンから注目される「ラグビータウン」を目指すには、全国大会の開催、定着が課題であった。

こうした中で、多くの関係者の長年の尽力が実を結び、従来行われていた東日本高校選抜ラグビー大会が発展的に解消され、平成十二年度より、念願であった全国大会「全国高等学校選抜ラグビーフットボール大会」の開催が実現したのである。

出場校も当初は十六校であったが、第五回大会からは二十四校に規模を拡大するなど、花園ラグビー場に並ぶ「東の聖地・熊谷」として全国の高校生ラガーがあこがれ、目標となるような大会を目指し着実に成長していった。

このように行政と競技団体が一体となって取り組んできた成果が認められ、平成十七年度より創設されたスポーツ拠点づくり推進事業の助成

対象として承認され、同年、承認大会の中から栄えある「総務大臣・国民スポーツ杯」を受賞した。ラグビーの「聖地」としてさらなる発展に拍車がかかり、節目となる平成二十一年の第十回記念大会からは三十二校に規模を拡大して実施している。

翌年の第十一回大会は、四月一日〜七日の日程で開催され、全国十地区、二十三都道府県から三十二校、八百七十一人の選手が参加し、観客動員数は過去最高の延べ一万八千八百五十人にのぼった。

本大会は、行政と競技団体のそれぞれが役割分担をすることによって円滑に運営が行われている。

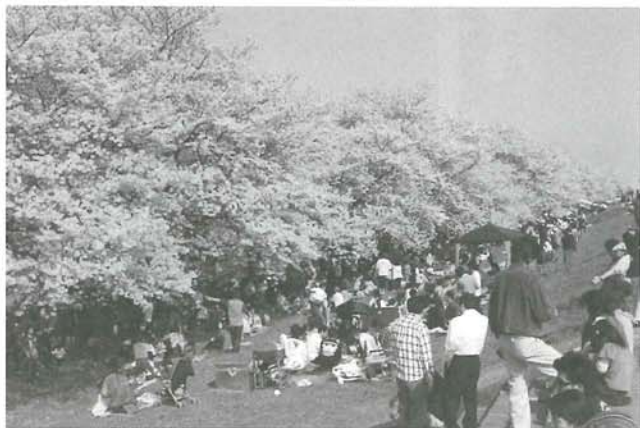
競技運営においては、前記のとおり第十回記念大会から出場校枠の規模拡大を図り、全国大会への門戸を広げるとともに大会のステータス向上を図ってきた。併せて、試合形式も従来のトーナメント方式から予選リーグを経て決勝トーナメントを行う形式に変更し、出場した全チームが最低でも二日間、延べ三試合が経験できるよう工夫した。これにより、上位に進出できないチームにも試合の機会が与えられ、競技力のレベルアップはもとより、他チームの選手、指導者およびスタッフ、保護者などの交流の場も生まれている。



第11回大会決勝戦



開会式でプラカードを務める熊谷ラグビースクールの子どもたち



熊谷さくらまつりの様子

今後、「ラグビータウン熊谷」の核として、全国高等学校選抜ラグビーフットボール大会のさらなる充実を図り、西の花園に並ぶ「東の聖地・熊谷」として、本事業の目的である「スポーツの振興」「地域の再生」につなげていきたいと考えている。

ピータウン熊谷を一緒に盛り上げようと、行政、競技団体、市民、企業が一体となり取り組んできた成果である。

一方、行政の役割としては、全国各地から熊谷へお越しいただく方々を「歓迎し、おもてなしすること」

また、市民に大会や競技に対する興味、関心をもってもらうための企画も行っている。決勝戦や準決勝戦の前の地元中学生によるエキシビジョンマッチの開催、開会式における入場行進のプラカードを地元の熊谷ラグビースクールの子どもたちに務めてもらうなど、全国大会の行われるグラウンドに立つ経験を提供している。高校トップ選手を身近に感じてもらう、次代を担う子どもたちに夢や希望をもたせたいと考えている。

により、市のイメージアップと地域の活性化を図っている。

まず、会場への玄関口である熊谷駅周辺では、大会の盛り上げのため、JR東日本(株)ほか関係企業などの協力により、歓迎のぼり旗や出場校名が記載された横断幕を設置したり、バス・タクシー乗り場に大会バナーを飾りつけたりして大会を演出している。また、案内所を設け、来場者に大会の案内と併せて観光案内も行っており、大会期間中は、選手や多くの関係者が市内および近隣に滞在し、宿泊や飲食などに伴う相当な経済効果がもたらされている。

大会会場では、地元商店会や菓子

工業組合、JAくまがやなどによる地元の特産品、土産品などの展示・販売ブースが設けられ、本市のPRにも貢献している。菓子製造業者の中には、ラグビーにちなんだ菓子を開発した業者もあり、土産品として好評を得ている。

また、全出場校が顔をそろえる大会初日と二日目には、ボランティアスタッフの協力により、地元のブランド米「キヌヒカリ」のおにぎりや地元産の肉や野菜を使用したとん汁を無料配布するなど、地域住民との協働が図られている。

さらに、大会開催中は、熊谷駅から徒歩五分の場所にある日本さくら

名所百選の熊谷桜堤で「熊谷さくらまつり」が開催され、この桜堤に隣接する熊谷荒川緑地ラグビー場を出場校の練習会場として提供し、応援などで訪れた多くの保護者や関係者に足を運んでもらい市の観光にも役立っている。

熊谷ラグビー場のオープン以来、ホテル業、輸送業を中心に「ラグビータウン熊谷」の推進に協力をいただいていたが、この選抜大会の開催が実現したことで、より一層の民間の企業等による支援体制や市民との協働が確立し、地域の活性化に寄与している。また、これまでに大会を展示させることができたのは、「ラグ

国生み太鼓等の復活と国生み神楽の創生

淡路・高千穂・出雲の三大神話神楽祭開催



くにうみ神話のまちづくり実行委員会委員長

● 柏木秀樹

財団法人地域活性化センターは、「合併市町村住民組織活性化支援事業」として、合併後に主たる事務所が置かれていない旧市町村の地域を活性化することを目的に、住民組織等が自主的・主体的に実施する事業を支援している。今回、平成二十二年度に同事業を活用した「くにうみ神話のまちづくり実行委員会」の取り組みを、同委員会の委員長、柏木秀樹氏にご紹介いただく。(コンサルタント業務課)

兵庫県淡路市は、平成十七年四月に淡路町、津名町、北淡町、一宮町、東浦町が合併して誕生した、淡路島の北部に位置する人口四万九千人の市である。今回、「合併市町村住民組織活性化支援事業」の舞台となった旧一宮町の地域は淡路市の西部にあり、古くから線香と伊弉諾神宮で有名である。線香は、全国七割以上の生産量を誇り、日本一の線香製造の町として、その存在は海外にも知られている。

また、淡路島は国生み神話の発祥地でもあり、それを象徴する伊弉諾

神宮(以下「神宮」)は、年間百三十万人以上の観光客が参拝に訪れるという淡路島最大の地域資源の一つとなっている。

この地域資源をより有効に活用し地域の活性化につなげるため、平成十八年十一月に淡路市商工会が中心となり「くにうみ神話のまちづくり実行委員会」を設置し、国生み太鼓などの地域の伝統芸能を復活するとともに、古事記、日本書紀の神代記に登場する日本三大神話である、「国生み神話」(兵庫県淡路島)、「日向神話」(宮崎県高千穂町)、「出雲神話」

(島根県出雲市)に伝わる神楽を一堂に会して競演するイベントを企画した。

平成二十年八月には、高千穂町や出雲市に向いて開催の協力を取り付けるという関係者の尽力により、第一回の「三大神話神楽祭」(以下「神楽祭」)が実現した。

阪神淡路大震災後のまちづくり

旧一宮町の地域は、平成七年一月に発生した阪神淡路大震災により、七百六十五世帯が全壊し七百三十六世帯が半壊する壊滅的な被害を受けた地域であり、倒壊家屋撤去後は地元者でも目印がなくなり、どこがどこか全く分からない状態が続いた。そのような状況で多くの人々が避難所生活を余儀なくされた。

そうした中、住民同士が助け合って生きるという貴重な体験をした。

さらに、大震災から早期の復興を果たすため、事業者や漁業者、町内会、老人会の様々な団体が協力し、「郡家震災復興まちづくり委員会」(「くにうみ神話のまちづくり実行委員会」の前身団体)を設置した。

この委員会では、町並み景観整備、遊休地対策等のまちづくりに取り組み、その活動状況をその都度住民に知らせてきた。この取り組みの結果、町の中心部に復興住宅が建設された。このことにより、その後の当地区のまちづくりにおいて、住民参加が積極的になっていった。

地域伝統芸能の復活を目指して

このように地域が一体となって協力していく土壌が形成された上で、神楽祭の開催に合わせて国生み太鼓などの地域伝統芸能の復活に向けた努力がなされた。また、神楽祭の中で演じられる「淡路神楽」は、「子女が舞う」と伝承されているため、新たに氏子の小学生十数人の巫女を募って、約二カ月の猛特訓を行うなど地域の人々の協力を得ながら地域一体で進められた。

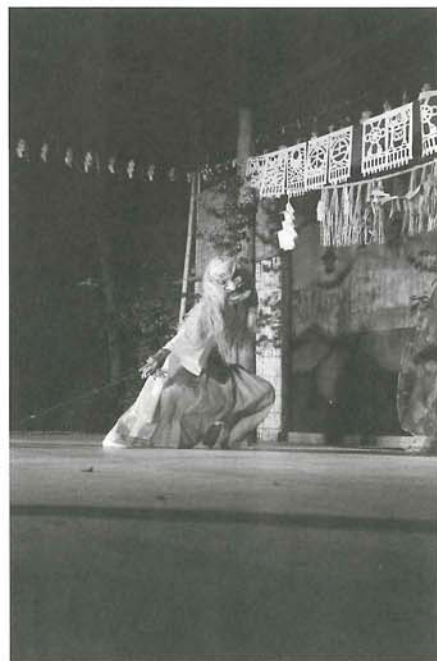
第三回目となる今年度の神楽祭の開催に当たっては、財団法人地域活性化センターの「合併市町村住民組織活性化支援事業」を活用して、ラ



出雲神楽



出雲神楽



高千穂神楽



淡路神楽

ジオ番組での広報活動やJR神戸駅前でのキャンペーンを実施するなど祭りの広報宣伝を強化し、集客力のアップを目指した。

今回は、PRに力を入れたため、チケットは特別席A・特別席Bともに完売し、一般席も含めると八百五十人以上の来場があり、これまでよりも多く、また様々な地域からの参加があった。特に京阪神地域からの

参加者からは、毎年開催して欲しいとの声が上がってきたことに意を強くした。

今回の神楽祭の運営には、実行委員会の委員の他に約七十人の地域住民がボランティアスタッフとして関わっている。このイベントに地域住民が積極的に関わることで、住民レベルでの地域伝統芸能の継承や淡路・高千穂・出雲の三地域の文化交流

流を図ることができた。

神宮を活用した商店街の活性化

当地域にある「ウエストコーストぐんげ商店街協同組合」は、地方の商店街の例に漏れず、震災前には百程度あった店舗も、経営者の高齢化などにより現在約五十店舗まで減少し、急激に商店街の衰退が進みつつあった。

そこで、同商店街組合は地域資源である神宮を活用し、神宮内にあるお土産店「せきれの里」の出店や、淡路島にあるホテルでの宿泊客に対するPRなどを行っている。また、語り部の養成、夫婦円満金婚記念式典の開催、毎月二十一日（夫婦の日）のライトアップ夜間特別参拝などの各種事業も実施している。

これらの取り組みにより、神宮への参拝者の増加を図るとともに、商店街の活性化を狙っている。今後は、商店街の空き店舗を活用した「神楽ミュージアム」を開設することを計画している。

地域住民一体のまちづくりを目指して

今後、神楽祭が日本のルーツを物語る一大イベントとなり、中長期的には、これまでの神楽祭の開催に加え、「国生み神楽創生」「夜神楽」「全国神楽サミット」などを行っていきたい。これらのイベントを通して地域住民が一体となった「くにうみ神話のまちづくり」が全国的に知られ、伝統芸能の継承・発展はもとより、地域の観光や商業の振興の起爆剤となり、さらなるまちづくりの推進につなげたい。

小丸山公園からまちを元気に

七尾市は、石川県の北部、能登半島の中央に位置しており、北は穴水町、西は志賀町、南は中能登町および富山県氷見市と接している。人口は約五万九千人。七尾市は、七尾港を海の玄関口とし、古くから能登地域の政治、経済、文化の中心地として栄え、歴史的価値の高い能登国分寺跡や七尾城跡などの史跡、青柏祭の曳山行事やお熊甲祭りの杵旗行事などの貴重な有形・文化財が数多く存在している。中心市街地の西部、

JR七尾線の北側に沿う丘陵に位置する小丸山公園も史跡の一つだ。この公園には、約四百三十年前戦国大名の前田利家公が築城した小丸山城があった。この歴史ある公園を活かしたまちづくりに取り組んでいるのが、「城址 小丸山公園活かし隊」(以下「小丸山公園活かし隊」)である。今回、同隊の丸山準隊長に活動状況などを取材した。

小丸山公園の概要

天正九年(一五八一年)、加賀藩祖前田利家は、織田信長より能登一国二十四万石を与えられ、政治・経済上の利点に着目し、港に近く交通に便利な小高い所口村(現在の七尾市馬出町、所口町)の小丸山一帯に築城を開始。城は利家から次男利政などに譲られたが、元和元年(一六一五年)には、一国一城令の発布に

より廃城となる。江戸時代には能登唯一の所口町奉行所が置かれ、明治期には七尾県庁、裁判所、石川県尋常中学校七尾分校などに利用されていた。大正九年(一九二〇年)四月一日に、小丸山公園と命名され、現在に至っている。その後、鉄道線路の敷設、住宅地への転用、国道249号の開設などにより城郭の多くが変貌し歴史的遺産の面影が薄れている。

公園からまちを元気に

小丸山公園活かし隊は、平成十七年八月から準備段階としての活動を始め、平成十八年二月に公園周辺の住民有志により設立された。設立の目的は、小丸山公園を訪れる人が「歩いて歴史を感じる」ことができる、魅力ある公園にすることである。その他、七尾市中心市街地のまちづく

りに関わる課題や事業に広く取り組みむことも目指している。

隊員は、現在八人。二十代が一人、三十代が一人、五十代以上が六人で、公園周辺の住民で主に構成されている。主な活動内容は、「城址 小丸山新聞」の発行、園内散策用看板の設置、イベントの開催などである。この隊員の活動を支えているのが、個人サポーターと企業・団体サポーターだ。個人サポーターは、年間一口五百円以上、企業・団体サポーターは、年間一口二千元以上の協力を金を出している。現在、個人サポーターは七十一人で主に七尾市民であり、企業・団体サポーターは九団体すべて市内の企業・団体である。

「城址 小丸山新聞」の発行

小丸山公園活かし隊は、現在、年三回、「城址 小丸山新聞」(以下「小丸山新聞」)を発行している。小丸山新聞は、団体設立前の平成十七年十二月末に創刊され、現在第十八号まで発行されている。この新聞では、小丸山公園の歴史や魅力、同隊の活動実績などを紹介している。例えば、第十七号では、「小丸山公園の石碑と歌碑」をテーマとして、小丸山公園にある石碑や歌碑の一部である、

★ 団体プロフィール ★

設立年=平成18年2月
設立・運営主体=自主的組織
(コミュニティ組織)
代表者=丸山 準
隊員(活動メンバー)=8人
<連絡先>
〒926-0806
石川県七尾市一本杉町124番地
(御祓公民館内)
TEL: 090-6175-6512
E-mail: nanao-komaruyama@
mail.goo.ne.jp
URL: http://blog.goo.ne.jp/
nanao-komaruyama

前田利家小丸山城址碑、前田政子歌碑および長谷川等伯出生地碑を紹介している。

第十八号では、「小丸山公園の樹木」をテーマとしている。平成二十二年九月に、同隊は、造園業者を講師として招聘し公園の樹木の現状を調査した。講師からは「造園(庭園)」という視点でみると、外来種も多く、統一性がないので、思い切った伐採もしながら歴史を踏まえた樹種の統一性を持たせるべきではないか」などの意見があり、その内容については新聞で紹介している。

同隊は、小丸山新聞を、約六百部発行しており、主に、サポーター、町内会、市内の小中学校やその他公共施設、前田家とゆかりのある全国の市区町村などに配布している。



城址 小丸山新聞



ふるさと学習「前田家ゆかりの小丸山城」の様子



「忠魂碑跡」の看板

園内散策用看板の設置

小丸山公園活かし隊は、公園を訪れた人に、公園の歴史などを知ってもらうために、看板を十一基設置した。例えば、「愛宕山(あたごやま)(気多本宮社跡地)」の看板では、利家公が小丸山公園を築城するのに、気多本宮社を移したことなどが説明されている。

また、「忠魂碑跡」の看板では、横にある石積みについて説明されている。この石積みは、日清・日露戦争で無くなった戦没者を慰霊するために建立された忠魂碑の一部であり、約十五メートルあった忠魂碑は、平成十九年に発生した能登半島地震により倒壊の危険性が強まったため解体された。同隊は、この忠魂碑への思いが強い人もいたので面影だけ

でも残したいと思い、七尾市とともに忠魂碑跡地の整備に協力した。

イベントの開催

小丸山公園活かし隊は、これらの活動に加え、様々なイベントを実施しているが、例えば、びかびか大作戦、ふるさと学習「前田家ゆかりの小丸山城」などがある。

「びかびか大作戦」は、団体設立前の平成十七年から、毎年、十二月ごろに開催されている。参加者は、公園の清掃活動を行い、最後に集めた落ち葉で焼き芋を作って食べる。丸山隊長は、「楽しみながら清掃活動を行い、公園への愛着を深めてほしい」と話す。

ふるさと学習「前田家ゆかりの小丸山城」は、平成二十一年度および二十二年度にそれぞれ年一回ずつ開催されている。これは、市立小丸山

小学校の六年生が、総合学習の時間に、「ふるさと七尾」について学ぶものであり、小丸山公園活かし隊が小学校へ働きかけて実現したもの

だ。同隊は、七尾市文化財課の専門員を小学校の講師として招聘し、公園の歴史などを説明し、授業の最後

には、同隊が作成したテストを実施する。テストは、七問が三択、一問が記述の、合計八問である。丸山隊長は、「テストの平均は、八十九・六六〇点。上杉謙信と前田利家について混同している生徒がいた」と話す。また、生徒からは、「前田利家がどういふ人物かわかった」などの感想があったという。

今後の展望

丸山隊長は、「都市基盤の整備により、小丸山公園の横が削られたりしてきた。小丸山公園活かし隊は、歴史を踏まえたまちをつくりたいとの思いで活動している。最近、まち全体に歴史を踏まえたまちづくりへの機運が高まっているように感じている」と話す。

今後、小丸山公園活かし隊は、行政と協力して前田家にゆかりのある人物を招聘して小丸山公園でシンポジウムを行いたいと考えており、より多くの人に公園の魅力を伝え、公園からまちを元気にしていくことを目指している。

編集委員

● 本間真吾

赤れんが館からはじまるアートなまちづくり ノスタルジックなまちのシンボルに人びとが集つく

小城市は、佐賀県のほぼ中央、佐賀平野の西端に位置し、平成十七年三月に四町が合併して誕生した人口約四万六千人のまちである。地域の北部には天山山系がそびえ、中央部は肥沃な佐賀平野が広がっている。また、南部には農業用排水路のクリーク地帯が縦横に広がり、日本一の干潟として有名な有明海に面した自然豊かな地域である。

今回紹介する地域づくり団体は、国登録有形文化財にも指定されている

る。赤れんが館を活用し、文化、芸術によるまちづくりを目的として活動するボランティア団体「牛津赤れんが会」である。牛津赤れんが会は、平成十三年七月に設立され、サラリーマン、公務員、自営業者、リタイア世代の方などさまざまな会員で構成されている。ここ数年は、ま

ちづくりに参加したいと新規加入する会員が徐々に増えているという。会設立当初から、赤れんが館とともにまちづくりに取り組んできた現会長の田中正照氏と、小城市のまちづくりのために何かできればと、昨年会員になった寺尾亮二氏に取材した。

牛津の歴史を刻む、地域の宝

古くから佐賀平野西部の米の積み出し港として栄えた小城市牛津町（旧牛津町）は、江戸時代に長崎街道が通ったことで、文化、物資、技術などが行き交う水陸交通の要衝として発展した。また、江戸時代の鎖国下にあつて、海外諸国との唯一の窓口であつた長崎をつないだ長崎街道は、日本各地に「砂糖」を広めるという重要な役割を担ったことから、シュガーロードとも呼ばれている。

このように、牛津町は恵まれた交通利便性から、当時、各種の卸問屋が集積し、西の浪速と呼ばれるほどのにぎわいを見せたという。現在、西九州地域で事業を展開する玉屋百貨店も、ここ牛津町を発祥の地としている。牛津の赤れんが倉庫は、玉屋百貨店の前身である呉服商店が反物倉庫として、明治中期～大正初期に建てたものである。その後、戦時中に株式会社西村鉄工所（本社・佐賀県小城市牛津町）の所有となり、昭和五十年に合併前の旧牛津町役場に寄贈された。寄贈後、赤れんが倉庫はしばらく活用されない状態が続き、一時は解体という噂まで飛び交うようになった。

しかし、赤れんが倉庫をまちのシンボルとして保存しようと、その歴史的価値を理解し、活用方法は十分あると考えた有志や旧牛津町議会議員らが保存のための市民運動に立ち上がった。こうした赤れんが倉庫に対する市民たちの熱意が伝わり、赤れんが倉庫の保存が決まった。それに合わせるように、牛津赤れんが会が設立され、今年の七月には設立十周年を迎える。

★ 団体プロフィール ★

設立年＝平成13年7月
設立・運営主体＝自主的組織
（コミュニティ組織）
代表者＝田中 正照
スタッフ（ボランティア含む）
＝会員20人
＜連絡先＞
〒849-0303
住所 佐賀県小城市牛津町牛津586
電話 090-3412-5866



田中会長（右）と寺尾氏（左）

アートなまちづくりを 地域とともに

牛津赤れんが会では、倉庫から交流の場としての役割を担うこととなった。赤れんが館を重要な地域資源ととらえ、自分たちの独自性を維持しながらアートなまちづくりに取り組んでいる。これまで、講演会や手作りコンサートのほか、寄席、落語、美術展などの市民向けイベントをいずれも赤れんが館で開催している。これらのイベントの中でも、特に人気が高いのは、クリスマスコンサートである。昨年末には、牛津町出身のアーティスト「ママレイド」



玉屋百貨店から寄贈されたグランドピアノ



「ママレイド・ラグ」のコンサートの様子

ラグ」の里帰りコンサートを開催した。このコンサートでは、定員百五十人分のチケットが即完売し、市民からの反響も極めて良好だったという。

行政も、助成金交付や広報などで、会の活動の一部をバックアップしてきた。同時に玉屋百貨店の創業二百周年記念事業の一環として、平成二十年にはグランドピアノが寄贈されている。ピアノというオプシヨンが追加されたことにより、クラシック系のコンサートも可能となり活動範囲に幅が出てきたという。過去にも、玉屋百貨店は、牛津赤れんが会と共催で人形浄瑠璃文楽公演を開催する

など、アートなまちづくりを企業の社会的貢献という立場からバックアップしている。地域住民、行政、地元ゆかりのある企業が互いに補完し合い、協力してまちづくりに取り組む事例である。

しかし、これまで会の運営に関しては、順風満帆というわけではなかった。総じて、まちづくり活動は、同じ事業の繰り返しにより停滞してしまうことがある。「当会においても、毎年同様の事業展開の中で、何とも表現し難い停滞感のようなものを感じた」と田中会長は言う。そんな停滞ムードを払拭してくれたのが、新規会員の加入であった。しかも、寺尾氏を含めて二十〜三十代の若者の新規加入も進んだ。「ここ数年、新規会員が増加した理由は、地道な活動が市民に認知されたという成果の一つではないか」と田中会長は続けた。こうした停滞感と新規会員の加入という表裏一体の現象は、まちづくり活動を続ける中で光と陰の部分とも言える。

いにしえの時を越え、 市民の心に

田中会長は、「自分たちが楽しめ、無理しない範囲で身の丈に合った活動を続けていきたい」と言う。こうした活動スタイルのもと、四町の合併をきっかけに、市内のまちづくり団体との交流が徐々に進んでいる。今後は、自分たちの地道な活動を続ける一方で、他団体との活動の接点を探っていきたいという。やはり、地域の活性化には、いくばくかの経済的な利益を地域にもたらす必要がある。そうした意味でも、商工関係団体や食文化の教育に熱心な佐賀県立牛津高等学校（食品調理科）などとの連携が牛津赤れんが会にとっても、今後の課題となってくると思われる。

まちのシンボルとして、新たな役割を担うこととなった牛津赤れんが館を活用したまちづくりははじまったばかりである。反物倉庫として誕生して以来、約百年の時を経て、コンサートホールに生まれ変わった牛津赤れんが館から響く音色は、いにしえの時を越え、市民の心にきつと伝わることだろう。

チャンプルー文化でまちを元気に

～基地の町・コザの現在～

沖縄県沖縄市は、県中部に位置する、県第二の都市である。本市は平成二十二年三月、中心市街地活性化基本計画の認定を受け、市の中心部・コザ地区を拠点に、街なか居住と地域文化の継承・発展による地域の活性化を目指している。その中心的な担い手の一つが、NPO法人コザまちづくりNPOコザまち社中（以下「コザまち社中」）である。コザまち社中は、沖縄市中心市街地活性化協議会のメンバーであり、市民や商店

街、商工会議所等と連携して、活動を進めている。今回は、理事長・照屋幹夫氏、事務局・犬塚拓一郎氏に取材し、コザまち社中の活動内容を伺った。

コザにおける商業の歴史 ～戦後から現在まで～

沖縄市は、戦後、米軍嘉手納飛行場の建設と拡張に伴い、基地の門前町として発展した。市の中心部・コザ地区には、本島北部等から多くの県民が流入し、飲食店や歓楽街を中心とする商業集積が形成された。朝鮮戦争やベトナム戦争時には米軍増派に伴う特需が発生し、飲食店の軒先に置かれたドラム缶が一夜にしてドル札で満杯になったという伝説も残っている。しかし、沖縄返還や東西冷戦構造の崩壊を経て、米軍基地をめぐる環境が変化するに連れ、コザの街の繁栄は失われていった。

沖縄市は、典型的な車社会であり、その産業構造は第三次産業への傾斜が著しい。それゆえ、近隣市町村への大規模小売店舗の相次ぐ進出は、市民の主要な消費行動の場をコザの街から奪っていった。現在、コザ地区の商店街は、シャッター通り化・老朽化が著しい。公共施設の流出も相次いでおり、中心市街地の空洞化・衰退は深刻さを増している。加えて、沖縄市における若年層（十五～二十九歳）の失業率は二〇%前後で推移しており、雇用対策が積年の課題となっている。このように、全国各地の中心市街地と比較した場合、沖縄市の置かれている状況は一層複雑である。

しかし、沖縄市には、他の地域とは大きく異なる、個性豊かな文化の発展が見られる。コザ地区には現在もなお、多くのライブハウスやミュージック・バー、民謡酒場が営業しており、米軍関係者や市民に親しまれている。近年では、アジア、インド等からの移住者が経営するアパレル関係の店舗も増えつつある。このように、コザの街には、往時と変わらず多様な人種が集住し、独自の文化・経済活動を展開している。この街の出身者には、伝統的な沖縄民謡はもとより、オキナワン・ロックや沖縄ポップ、ヒップホップ等、米国をはじめとする各国の文化を吸収・発展させ、全国的に活躍している著名な音楽家が少なくない。

そこで、沖縄市は、コザの街特有の多様性に満ちた「チャンプルー文化」を地域資源ととらえ、街のアイデンティティーとして活用することにより、中心市街地の活性化を図っている。その一例が、音楽産業の振興・音楽観光の推進によって地域を活性化する「ミュージックタウン構想」である。拠点施設であるコザ・ミュージックタウンには、住宅、市営駐車場のほか、市が所有する音楽施設「ミュージックタウン音市場」が同居している。「ミュージックタウン音市場」には、スタンディングで千百人を収容するライブハウス等、日本屈指の先進的かつ充実した設備が整っている。

★ 団体プロフィール ★

設立年＝平成20年
設立・運営主体＝NPO法人
代表者＝照屋 幹夫
職員数＝28人
＜連絡先＞
〒904-0004
沖縄県沖縄市中央1-3-17
TEL：098-989-0905
FAX：098-989-0950
URL：http://koza-npo.com
E-mail：info@koza-npo.com



コザ地区・一番街商店街



コザ・ミュージックタウン

コザまち社中が手掛けていること

コザまち社中は平成二十年、沖縄市の推進する「ミュージックタウン構想」の趣旨に基づき、コザ地区一帯の中心市街地の活性化・にぎわい創出や、音楽・文化産業の振興、人材育成・起業支援、観光振興、ものづくり産業の創出、新たな地域ブランドの確立などの担い手として設立された。

照屋幹夫理事長は、沖縄市役所に奉職し、議会議事事務局や財政部門・企画部門を歩み、中心市街地の再開発を手掛けた経歴を持つ。照屋氏は自身の経験から、まちづくりの現場には、自由かつ機動的に活動を展開できる、行政とは異なる地域密着型の組織が必要であると指摘する。

現在、コザまち社中は、国や県の雇用創出事業を活用して二十八人のスタッフを雇用しており、行政と住民の掛け橋として、先述の目標を達するべく次のような事業を展開している。

① 胡屋地区リノベーション事業

長期間にわたり空き店舗となっていた物件を、定期借家制度を利用して改修し、チャレンジショップやものづくり工房として提供する。

② 指定管理者受託事業

沖縄市民小劇場あしびなー、沖縄市民会館、八重島公園の三つの公共施設の指定管理業務を受託し、様々なイベント・公演を高頻度で開催している。内容は、沖縄の伝統的な歌舞公演の他、ジャズやワールドミュージックの公演、子供ミュージカルの企画運営、まちづくりシンポジウム等、多岐にわたる。沖縄市民小劇場あしびなーの施設稼働率は、八割以上を誇る。

③ 伝統産業の再生

沖縄市

内、旧美里村において生産されていた伝統織物「知花花織」の復元・再生事業に参画している。

④ コザ地区における面的イベントの開催

「ミュージックタウン音市場」やコザ地区にあるライブハウスが連携し、多様なジャンル・若年層の音楽家に音楽活動の場を提供する「音のページェント」を開催している。

⑤ その他

コザまち社中の活動を伝えるフリーペーパーを発行しているほか、市と連携して、体験型音楽観光の実証実験を行っている。

よそ者が作ったまちが、よそ者を必要としている

コザの街の歴史は、戦後六十五年に過ぎない。沖縄本島に加え、海外も含む各地からの「よそ者」が集住して出来たこの街には、「来る者拒まず、去る者追わず」の精神が根付いている。これは、コザの街に居合わせる「よそ者」同士が、互いに差別や迫害を受けることを避けるための知恵であったという。

照屋氏は、コザという地名には現在もなおマイナスイメージが残っていること、地域の魅力ある資源を掘り起こし切れていないこと、情報の

発信がローカルレベルに留まっていることを認めた上で、コザの街の再生のために、今こそ新たな「よそ者」に来てもらう必要性を次のように指摘する。

商店主の自助努力にも限界がある。それならば、大規模小売店舗との競合を避け、コザの街にしかない独自の魅力ある商業環境を形成し、新たな消費行動の喚起を図るべきではないか。そして、沖縄県内だけでなく、全国から様々な人びとに来てもらい、コザの街のファンになってもらうことで、彼らから街の活性化に関する新たなビジョンやリソースを得られるのではないか。

コザまち社中をはじめ、コザの街の人びとが企画するイベントの内容は、どれも独創的な魅力に満ちている。PR用の刊行物やホームページも、ハイセンスなデザインと明るい色彩に溢れている。多国籍感のある街並みや「チャンプルー文化」に直接に触れれば、コザの街は世界中のどこにも類例のない、独自の文化と魅力を持ったかけがえのない街であることがわかる。関心層に対して、この街の魅力を伝える訴求力に満ちた情報が確実に届けば、必ずこの街のファンが生まれると思われる。

地域の歴史や文化を自信と誇りに

大杉ゼミ



茨城県桜川市 ● 梅宮正樹

全国地域リーダー養成塾の大杉寛主任講師（首都大学東京大学院教授）のゼミナールでは、平成二十二年十月二十五日から三日間、熊本県上天草市、天草市、水俣市において、現地調査を実施した。

上天草市のツーリズム

上天草市では、九州新幹線の開通に向け、鉄道や船舶などの公共交通機関を利用した観光客を増加させ、地域の活性化を図るため、平成二十二年度から、観光循環バス「パライズストロリー」の実証運行を始めている。

また、同年六月の観光協会設立と同時に、観光情報のホームページを立ち上げ、利用者目線での旬の情報を提供している。

平成二十年九月に設立された上天草観光ガイドの会（事務局・上天草市商工観光課）は、市民向けの勉強会や養成講座を開催し、観光ガイドを育成している。

天草市の観光・文化・コミュニティ

天草市では、広域に点在するコミュニティや子育て、地場産業、団体やNPO活動などへの支援など、ソフト面での課題解決が必要となったことを受け、「地域ICT活用モデル構築事業」を実施することになった。そこで立ち上げた「天草Webの駅」は、インターネット上で地域情報を発信する総合的なサイトで、会員は、様々なサービスを受けることができる。

また、天草市では、平成二十一年に長崎県島原市、雲仙市、南島原市、熊本県上天草市、苓北町、宇城市三角町による雲仙天草観光圏を形成し、魅力ある観光地づくりに取り組んでいる。この



天草市でのヒアリング

雲仙天草観光圏協議会が主体となり、宿泊魅力の向上事業、観光コンテツ充実事業、交通移動の利便向上事業、観光案内・観光情報の提供事業などを行っている。

天草市牛深地区では、天草市無形民俗文化財の「牛深ハイヤ」を見学した。牛深ハイヤは、日本各地に伝えられたハイヤ節系民謡の源流で、南風待ちの「上り船」と北風待ちの「下り船」、時化待ちの船乗り、牛深の芸妓たちが育んだ伝統芸能である。地区の人が積極的に保存、継承活動を行い、地域の活性化を図っている。

水俣市の環境・村づくり

水俣市では、まず、エコハウスを見学した。エコハウスは、高温多湿の水俣地域にふさわしい住宅環境を確保するため、地元の職人による伝統工法を用いて作られた。また、地域における仕事量の増加や建築伝統文化の継承も考えられて作られている。

水俣市は、平成四年の環境モデル都市づくり宣言以降、ごみの分別取

集や学校版環境ISO制度など、様々な取り組みを行い、平成二十年には、政府の環境モデル都市の認定を受けた。また、平成二十一年にはゼロ・ウェイストのまちづくり水俣宣言を行った。

次に、「村丸ごと生活博物館」を見学した。これは、地域の自然、産業、生活文化を守り育てる地区の申請を受け、市が指定する四つの地区で実施している。この取り組みは、生活そのものを博物館に見立て、地区住民の中から認定された「生活学芸員」や「生活職人」が、集落の生活を案内したり、家庭料理を振る舞ったりするものである。

いずれの地域でも、地域の人たちは、自分たちの地域の歴史や文化を理解し、自信と誇りを持っている様子がうかがえた。今回の訪問により、自分の地域を見直し、地域の活性化に役立ちたいと強く感じた。



水俣市のエコハウス

人と人がつながり、裾野の広い取り組みへ

小田切ゼミ



岐阜県大垣市 ● 山田芳弘

全国地域リーダー養成塾の小田切徳美主任講師（明治大学教授）

のゼミナールでは、平成二十二年十一月十一日から三日間、高知県津野町、梶原町、四万十市、四万十町において現地調査した。

公共施設の再利用が地域をつなぐ

津野町床鍋集落では、廃校舎を農村交流施設「森の巣箱」として再生させた森の巣箱運営委員会の大崎会長からお話を伺った。この施設では宿泊機能に加え、地域住民の楽しめる場づくりとして集落コンビニや居酒屋を併設。他地域からの宿泊客だけでなく、地元住民の満足度に重きを置いた取り組みを行っていた。

また、同町船戸地区の堂好海「せいらん」は、県施設の運営を継承したことを契機に、地域課題であった在宅高齢者向け移動販売・宅配サービスを手作りや日用品の移動販売を通して、高齢者の安否確認やふれあいの場としての役割も担っている。

地域の宝を磨き、付加価値をつける

山間部にある梶原町松原地区には、百年ほど前から地域の田畑を潤すために作られた三キロメートルの水路と小道がある。地元ではこの小道の四季の彩りや水の音、森の香りを活かさないかと、森林セラピーロードとして登録。現在では都市部から癒しを求め、この地を訪れる交流人口が増加し、周辺のペーカリーなどにもぎわいをみせている。

また、同町初瀬地区では、韓国ベジェ大学との交流をきっかけに、地元野菜でキムチづくりを実践。試行錯誤の末「鷹取キムチ」を育てあげた。その後も、廃校舎を複合施設として再整備し、韓国風レストランを開業するなど意欲的な取り組みを展開している。

住民のための住民による会社

平成十八年、四万十町大宮地区は、地元農協の出張所撤退に伴い、地区で唯一の燃料や日用品を販売する店舗が消滅する危機に直面していた。

地域住民は何度も話し合いを重ね、農協撤退の日、住民出資による（株）大宮産業が発足。以来、四年連続で黒字を計上し、生活必需品の販売だけでなく、地域の大宮米のブランド化や学校給食への活用など事業展開の広がりをみせている。住民の絆は今も地域で守られている。

四万十川に負担をかけないものづくり

オープンして三年で五十万人が来場した道の駅「四万十とおわ」を運営するのは（株）四万十ドラマ。「私たちは考え方を売る会社なんです」という畦地社長に三つの考え方について伺った。それは「ローカル」、地元発着型産業、「ローテク」、第一次・一・五次産業にこだわる、「ローインパクト」、四万十川に負担をかけないものづくり、であった。商品を購入することで、地域の環境を守り、雇用を確保し、生きがいの創出につながっていくことが肌で感じられた。

また、この道の駅で話題なのが、四万十町十和おかみさん市が手がけ

る「おもてなしバイキング」。地物の野菜を知り尽くしたおかみさんだからできるやさしい料理であった。

地域をつなぐ行政

高知県では地域と一緒に考え、地域の元気づくりを支援している県地域づくり支援課と現場で活躍する地域支援企画員の存在が目をつけた。

また、梶原町では、梶原産杉を使用した木造の総合庁舎を建設。地域資源や資金の循環システム構築が進められている。

今回の視察地は、高齢化率が三%以上の中山間地域が多い中、これら先駆的なソーシャルビジネスは、地域への熱い思いを持つリーダーを核に、それを支えるメンバーと地域住民、企業、行政とが裾野の広い取り組みを行い、過疎・高齢化問題など社会の課題を、支え合いながら絆に変える試みが行われていた。



森林セラピーロードにて

地域づくりとは、サービスを受ける人の幸福づくり

沼尾ゼミ



茨城県高萩市

渡邊悠一

全国地域リーダー養成塾の沼尾波子主任講師（日本大学教授）のゼミナールでは、平成二十二年十一月八日から三日間、島根県海士町、鳥取県南部町、日南町において、現地調査を実施した。

島根県海士町

▽総合振興計画の策定

海士町では「第四次海士町総合振興計画」を住民との協働の下、作り上げている。また、住民が具体的に何をすればよいのかが分かるように、別冊として挿絵をふんだんに使った「海士町をつくる24の提案」も作成している。この総合振興計画書は、平成二十二年度のグッドデザイン賞を受賞している。

▽産業振興策

海士町の観光・産業担当課は、一年三百六十五日窓口を開設している。これは、いつ問い合わせがあっても対応できる体制を整えるためである。また、産業創出に結びつきやすい事業には、町が積極的に投資をしている。例えば、漁業者やイーター

ンの若者を支援するための、農林水産物処理加工施設や、海藻資源研究施設を整備したり、株式会社農地を扱えるように、特区の申請（海士町に関しては畜産業）をして、農地法の緩和を受けたりしている。

お正月にまで仕事をするのは、本当にそれが必要としている人のためだ。海士町ではサービスを必要としている人を見極め、その人のために何ができるのかを真剣に考えており、今後自分が仕事をする上でとても参考になった。

▽教育政策

海士町では、中学校の修学旅行で東京大学を訪問し、海士町を題材に中学生が大学生に講義を行っている。反対に、海士町において大学生による出前授業も行っている。また、町全体を図書館に見立てた「島まるごと図書館構想」を立ち上げている。具体的には、公民館や港、診療所等に本を置き、島のどこでも本が借りられるようにしている。さらに、町営の塾を運営し、学校での勉強のフォロー体制を整えている。

海士町の中学生に夢を尋ねたとき

に、「将来は診療所で働きたい。皆に恩返しをしたい」と言った子がいた。自分の住む地域に誇りと愛着を持てるような教育をすることが大切だと感じた。

鳥取県南部町・特別養護老人ホームゆうらく

ゆうらくでは要介護者の人間性を尊び、最後まで人間らしく生を全うすることを施設全体として表している。地域の伝統文化であるお茶文化を取り入れるために、お茶室の設置、霊安室を施設の中央に配置し、施設全体としての看取り体制を確立したりしている。また、施設内に池や木を配置することにより、それが目印となり、認知症の方が自分の居場所を認識する一助となっている。

鳥取県南部町・日南病院

日南病院では、地域の患者を支える仕組みとして、訪問診療に力を入れている。これは、病院内での治療だけではなく、街

全体を大きなホスピタルとしてとらえる理念によっている。これには、医師だけではなく、地域の状況を知る看護師が大きな役割を担っている。

問い合わせに来るかもしれない人のために、中学生のために、施設の入居者のために、患者のために…、誰のためにサービスをするのかを真剣に考えることにより、様々な工夫が生まれることを知ることができた。私自身も、あらためて誰のためにサービスをするのかを考え、日々の業務を行っていききたい。

最後に、今回の視察においてお世話になった方々、本当にありがとうございました。



フェリー前にて



十日町市長 ● 関口 芳史

「選ばれて住み継がれる 十日町市の実現」に向けて

十日町市（人口六万人）は、新潟県南部に所在する。ブランド米・魚沼産コシヒカリは、本市中央を流れる大河・信濃川沿いに広がる水田と周辺を囲む棚田から収穫される。基幹産業は絹織物業で、染と織の総合産地として長く隆盛を極めてきた。近年、生活様式の変化や不況が、業績に大きな影を落とす中、業界では、雇用の維持、伝統技術の継承に懸命に努めている。

また、本市は、毎冬二〜三メートルの積雪を記録する国内有数の豪雪地であり、日本で最初に住民主体で雪まつりを行った「現代雪まつり発祥の地」でもある。「第六十二回十日町雪まつり」は、本年二月十八日から二十日に開催する。ぜひ、皆様からお出掛けいただきたい。

さて、本稿タイトルは、私の市政運営上の信念である。これを信念とした理由の一つに、平成十六年の新潟県中越大地震（以下「震災」）がある。この震災で本市は、九人の死者を出すなど、甚大な被害を受けた。同様に深刻だったのは、中山間地域の集落である。お年寄り世帯が多く、自力で生活基盤を立て直せず、仕方なく集落を去るケースが後を絶たなかった。震災は間違いなく、中山間地域集落の過疎・高齢化の進度を速め、同時に、集落内の支え合う力を低下させた。これが、今、重い現実となって本市の行政課題となっている。

ここでは、「選ばれて住み継がれる十日町市の実現」の一環として、本市が行う過疎・高齢化集落総合的支援の参考となった具体的事例と、実践している取り組みの一部を紹介する。

まず、集落存続危機に瀕した被災集落を、NGOが支援した事例である。NGOは本来、海外に活動の場を求める組織である。しかし、「住民の力で過疎を止める」ことに意義を見出し、中長期的な支援を決断し、復旧に限らず地域活性化も見据えた活動を開始した。都市部か

ら訪れたスタッフの献身的な姿は、住民の勇気となり、集落の灯をともし続けようという後押しとなった。さらに、住民は、地域おこしの団体を設立し、旧分校を活動拠点に、都市交流、イベント開催、特産品販売を住民自らの手で行うまでになった。交流事業を縁に、今春、都市部の若者が集落へ移住する。まさに、住民の前向きな姿勢が生んだ成果である。

昨年十一月、集落が自立へと着実に進んだとの判断から、NGOの六年にわたる支援は終了した。今後、双方が対等な立場で、新たな関係を構築することを心から願うものである。

この人的支援の事例から学び実践に移した取り組みが、平成二十一年度導入した、総務省の「地域おこし協力隊」である。これは、過疎・高齢化が進む地域へのサポートを目的に、都市部の意欲ある人材から移住してもらうもので、現在十五人（市町村の中では最多）を任用（最長三年）している。隊員には、先述のNGOの支援のように、きっかけを大切に、押し付けではなく住民自らが継続できる仕組みづくりに活動の軸足を置くようお願いしている。

このほか、本市が平成十二年以降、三年ごとに開催する「大地の芸術祭」を、集落支援の一つとして紹介する。「大地の芸術祭」は、里山を美術館に見立てたアートの祭典である。会期中、多くの来訪者で賑わうが、展示作品はもとより、圧倒的に各集落のおもてなしが評価されており、地域力の維持・強化を真剣に考える住民若手世代の励みとなっている。

選ばれて住み継がれるために、即効性のある施策を打ち出すことは難しいが、既成概念にとらわれず、住む人たちが自ら考え、行動できる環境整備に引き続き努める所存である。



光の中にあらわれたのは
天使の小道とふたりの未来でした。



天使の散歩道とも呼ばれる小豆島のエンジェルロード。
1日2回、干潮の時だけ現れる1本の小道です。
この道で手をつないだカップルは将来結ばれる。
そんな言い伝えが生まれるほど、神秘的な景色が広がります。

かがやくけん、かがわけん。

香川県

手前みそ
ですが…

三重県

桑名市

145

桑名市は三重県の北部、木曾・長良・揖斐の三大河川が注ぐ伊勢湾最奥部に位置する、人口約14万人の都市である。

機械・金属・鋳物工業の産業が有名で江戸時代から東海道の42番目の宿場町・城下町・湊町として栄え、現在も高速道路や国道、鉄道など主要幹線が集中する交通の要衝として発展を続けている。

平成16年12月、旧桑名市・多度町・長島町の3市町が合併し、新桑名市が誕生した。これにより、観光客数は年間約800万人と三重県有数の観光都市となった。

古くから物流の要衝であった桑名は、食文化都市でもある。「その手は桑名の焼き蛤」の言葉遊びで有名な蛤以外にも、最近ではご当地グルメとして「桑名流! しぐれ肉巻きおにぎり」が誕生。この新しいご当地グルメが食文化都市の新たな名物になるよう、取り組んでいる。



■木曾三川



■三八市（寺町通り商店街）



■九華公園（桑名城跡）



■七里の渡跡



■多度山



■新ご当地グルメ
「桑名流! しぐれ肉巻きおにぎり」



■六華苑



■安永餅



■蛤



■梵鐘



■天下の奇祭
桑名の石取祭

通信センター

平成22年度 地域再生実践フォーラムを開催

今年度5回開催した地域再生実践塾のまとめとして、地域再生について共通する3つのポイント、「住民と行政の協働」「地域資源の活用」「地域経営の展開」をキーワードに、地域活性化に向けた実践的エッセンスを提言・発信します。

日 時 平成23年3月8日（火） 13:00~17:15

会 場 東京国際フォーラム（東京都千代田区丸の内3-5-1）
*同会場にて13時より第15回ふるさとイベント大賞表彰式が開催されます。

対 象 地域再生に関心がある方 400人

プログラム

○第15回ふるさとイベント大賞表彰式（13:00~14:00）

○平成22年度地域再生実践フォーラム（14:10~17:15）

14:10~15:10 基調講演

「お金をかけずに地域を活性化するためのヒント!!」

金子 哲雄氏（流通ジャーナリスト、プライスアナリスト）

15:25~17:15

分科会1「社会起業家が地方を元気にする」

コーディネーター：原田 勝広氏（日本経済新聞社編集委員/明治学院大学教授）

パネリスト：小田 兼利氏（日本ポリグル（株）代表取締役会長）

熊野 英介氏（アマタホールディングス（株）代表取締役会長兼社長）

杉山 経昌氏（果樹農家、葡萄園スギヤマ経営）

分科会2「食のまちづくり～市民のニーズはスローフードにあり～」

コーディネーター：久繁哲之介氏（地域再生プランナー/民間都市機構都市研究センター研究員）

パネリスト：野田 文子氏（からり直売所出荷者協議会名誉会長、観光カリスマ）

河崎 妙子氏（レストラン・プロデューサー、（有）河崎妙子事務所代表取締役社長）

豆津橋 渡氏（B級ご当地グルメでまちおこし団体連絡協議会（通称：愛Bリーグ）副会長）

申し込み方法

希望する分科会、氏名、勤務先・団体、郵便番号、住所、電話番号を記入の上、メール、FAX、郵送等でお送り下さい。

*様式は、ホームページからダウンロードしてください。

*申込者には、入場者証をお送りします。

問い合わせ

（財）地域活性化センター 業務課

〒103-0027 東京都中央区日本橋2-3-4 日本橋プラザビル13階

TEL (03) 5202-6137 FAX (03) 5202-0755

E-mail gyomu@jcrd.jp

「第29回地域づくり団体全国研修交流会熊本大会」参加者募集中！

全国各地で地域づくりに取り組む方々と情報交換や議論を行う「地域づくり団体全国研修交流会熊本大会」を開催いたします。

○日 時：平成23年5月13日（金）～15日（日）

○会 場：（分科会）熊本県内11会場

（全体会）ホテル熊本テルサ「テルサホール」（熊本市）

○主 催：地域づくり団体全国協議会

火の国未来づくりネットワーク

第29回地域づくり団体全国研修交流会熊本大会
実行委員会

○対 象：地域づくり団体関係者、行政関係者、地域づくりに関心のある方

○参加費：7,000円

※ただし、この他に現地経費が別途必要になり

ます。

○申込期限：平成23年2月21日（月）必着

※詳しくは「地域づくり1月号」に同封した参加者募集のご案内、地域づくり団体のひろば、または熊本大会のホームページをご覧ください。

《地域づくり団体のひろば》

<http://www.chiiki-dukuri-hyakka.or.jp/dantai/dantai.htm>

《熊本大会ホームページ》

<http://blog.livedoor.jp/kumamototai29/>

《お問い合わせ先》

研修交流課 TEL 03-5202-6134

2月

★日本橋プラザビルイベントスペース

- 1月31日(月)～2月1日(火)
中山町(山形県)
- 2月3日(木)～4日(金)
真岡市(栃木県)
- 2月9日(水)～10日(木)
日立市地域ブランド推進協議会(茨城県)

★有楽町ふるさと情報プラザ

テーマ:「地産地消 ふるさとの味大集合」

- 2月1日(火)
『原子力発祥の地から☆美味しい☆農産物をお届けっ!!』
東海村(茨城県)
- 2月2日(水)～4日(金)
『おきなわの地より!!～やんばるの地域力 大・集・合～』
沖縄県北部広域市町村圏事務組合
- 2月7日(月)～10日(木)
『諏訪を観光しよう☆～諏訪湖と諏訪特産の味覚をお届けします～』
諏訪市(長野県)
- 2月14日(月)～15日(火)
『ここがいーさ “伊佐の風土と情熱が育む魅力をお持ちします”』
伊佐市(鹿児島県)
- 2月17日(木)～18日(金)
『うまさがあふれる 春一番!!』
胎内市(新潟県)
- 2月22日(火)～25日(金)
『将棋駒といで湯とフルーツのまち 天童フェア』
天童市(山形県)
- 2月28日(月)～3月4日(金)
『東海やきもの産地展』
瀬戸市(愛知県)



3月

★日本橋プラザビルイベントスペース

- 3月2日(水)～4日(金)
米沢市観光キャンペーン推進協議会(山形県)
- 3月9日(水)～11日(金)
宇土市観光物産協会(熊本県)
- 3月16日(水)～17日(木)
成田市(千葉県)

★有楽町ふるさと情報プラザ

テーマ:「花を愛でに出かけよう!」

- 3月7日(月)～11日(金)
『ひらつか花アグリ1周年記念フェア～湘南ひらつかの春を感じてみませんか～』
神奈川県、平塚市(神奈川県)
- 3月14日(月)～16日(水)
『行ってみようよ お茶の里川根本町』
川根本町(静岡県)
- 3月17日(木)～18日(金)
『安らぎの水辺と豊かな自然が育んだ、我孫子の魅力と味をお届けします』
我孫子市(千葉県)
- 3月22日(火)～25日(金)
『表丹沢～相模湾の見どころ』ってどこ?』
秦野市、中井町、二宮町、大磯町(神奈川県)
- 3月28日(月)～30日(水)
『ほうだつ山麓米～水と人が奏でるハーモニーのまちがお届けします。』
宝達志水町(石川県)

(写真)

- 1 11月30日(火)～12月2日(木) 三次市(広島県)
- 2 12月15日(水)～17日(金) おいらせ町(青森県)
- 3 12月20日(月)～22日(水) 『感謝! ありがとう栗原デー』栗原市(宮城県)
- 4 1月5日(水)～7日(金) 『あっぱれ! 名古屋フェア』名古屋市(愛知県)

【編集後記】

▼景観法が平成十六年に制定されて以降、地域で住民が主体となった景観づくりがどのような形で進められているかを探るため、「住民主体の景観づくり」をテーマに特集を組みました。やはり、先進的な地域では、景観法制定以前から、住民やまちづくり団体が自主的に景観づくりに取り組んでいたケースが多いようです。まちづくり、地域活性化において継続する力の重要さを今回の特集でも感じました。

▼今回の先進的な地域の事例選定については、財団法人都市づくりパブリックデザインセンター企画調査部にお世話になりました。同センターは、平成三年から続いている「都市景観大賞」の事務局を務められています。平成二十三年度の同大賞では、新しい表彰部門を設けられており、その選考結果が注目されます(29ページ参照)。

▼突然、私事で恐縮ですが、昨年十一月下旬、「蔵造りの町並み」で有名な埼玉県川越市で開催された「小江戸川越マラソン2010」の十キロの部に出場しました。結果は完走したものの散々たる結果。日ごろの不摂生から、終始息苦しく、この大会の呼び物である「蔵造りの町並み」の景観を楽しみながら走る余裕もまったくなく、沿道に詰めかけた市民の方々からの叱咤激励に後押しされ、やっとゴールにたどり着いたしだいでした。

▼とはいえ、走り終えた後は、自分のふがいなさを感じながらも、マラソン大会による市民の方々の盛り上がりを感じました。全国各地では、東京マラソンをはじめマラソンブームがわきあがっています。こうしたスポーツイベントも地域活性化の重要なツールの一つです。編集部でも、この種の情報提供をお待ちしております。

(古閑)

【3月号予告】
特集Ⅱ平成二十二年地域づくり総務大臣表彰(仮)

地域づくり2月号

2011年2月1日発行 編集・発行=財団法人地域活性化センター

東京都中央区日本橋2-3-4 日本橋プラザビル13階 電話03-5202-6131(代) <http://www.chiiki-dukuri-hyakka.or.jp/> 印刷・製本/株式会社九井工文社

法律で許可された場合以外に、本誌からの無断転載を禁止します

落丁・乱丁はお取り替えます。情報サービス課(03-5202-6135)まで、ご連絡下さい。

キラキラの夢と笑顔、 宝くじから。

大当たりのときめきと、街づくりによる快適を。
宝くじはいつも身近なところで、
みなさまの暮らしに役立てられています。



- 当せんはしっかり調べて、かならず換金しましょう。
- 日本国内で外国発行の宝くじを購入することは、法律で禁止されています。

この道具「はにわっ子広場」(高松市峰山公園内)は、
宝くじの普及宣伝事業として設置されたものです。